

参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月十二日(木曜日)
午前十時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
成瀬 幡治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君

委員

岡崎 真一君
川野 三郎君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
津島 壽一君
島島徳次郎君
林屋徳次郎君
日高 広為君
堀 末治君
木村福八郎君
佐野 芳雄君
柴谷 要君
野々山一三君
鈴木 市蔵君

國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君
労働大臣 大橋 武夫君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 大蔵省主 澄田 智君
計局次長 大蔵省銀行局長 高橋 俊英君

第五部 大蔵委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月十二日【参議院】

大蔵省為替局長 渡邊 誠君
労働大臣官房労働統計調査部長 大宮 五郎君
労働省労働基準局長 村上 茂利君
労働省職業安定局長 有馬 元治君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

参考人

日本輸出入銀行総裁 森永貞一郎君
銀行理事 齋藤 正年君

本日の會議に付した案件

○印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

印紙税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。別に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りまします。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入りまします。印紙税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○成瀬幡治君 簡単に申し上げて御答弁をいただき、明らかにしておきたいと思ひます。

その第一は、今回相当の出資をするということになっておりますが輸出振興のために出資が多くなるだろう、またそういうことはやむを得ないだろうというところは、私どももよく然とわかちぬわけではございませんが、しかし、金額を切ってお出しになる以上は、それ相当の根拠があるだろうと思ひますので、その点を最初に承っておきたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) 出資の額をきめず根拠は、三十九年度の場合で申しますと、輸出入銀行の融資の総額が幾ら要るかということをご指定いたします。これは非常に厳格な意味でははじけないわけではございますが、予想でございます。しかし、それは現在の船舶なら船舶の受注状況というものがございまして、来年度の場合ですと千六百億円程度の貸し出しベースで概定いたします。これに對しまして、輸銀が回収金その他自分でまかなえるものを除きまして、政府からそれだけの資金手当てが必要になるわけでございます。その資金手当てをいたす場合に、借り入れ金は資金運用部から六分五厘の金利を付して借りることになります。問題は、その輸出入銀行の運用利回りでございます。この運用利回りが、平均いたしましたとおおむね四分四厘程度になっております。で、借り入れ金の金利は六分五厘でございますので、借り入れ金のみではどうも収支が償えないということになりますので、その場合に必要な借り入れ金と

この出資の割合をはじくわけでございます。その結果、資金のコストが大體その四分四厘という平均の運用利回りに見合うように、つまり赤字にはならないようにということをお願いいたしまして、出資の額を定める、こういうやり方をしておるわけでございます。

○成瀬幡治君 いままでは、法律をそのつど改正をしておいたわけですが、でも、今回は、予算の定める範囲内、こうなるわけですね。そうしますと、國際収支の問題等いろいろな意味合いにおいて、その応急の措置をとらうとかりにした場合に、委員会を開いて法律改正をやったほうが早いのか、国会開会中ですから、どっちも補正予算を組んでやるほうが早いのか、どちらのほうがスピードがいいのか、事務的にいへば、どちらがより効果的か、能率のかということも、私は大切なことだと思ひますが、それをあえて予算でやったほうがいい、こういうふうにかえられた根拠はどこにあるのですか。

○政府委員(高橋俊英君) 従来の方式でございますと、この不足する出資を追加しなければならぬという場合には、実は、法律の改正案と補正予算案と両方を国会に提出しなければならぬのでございます。今度の改正案のようになりますと、補正予算はどうしてもこれは必要でございます。どうせ国会がなければこれはできませんので、法律案は必要ないが、予算案としてはどうしても国会の御承認をいただかなければならぬ、こういうぐあいになります。

○成瀬幡治君 そすると、いままでは法律と予算と両方必要だったのを、今度は予算だけでやるのだ、法律のほうは省略すれば簡単にやれる、だからこういうかっこうでやるということなんでしょう。

○政府委員(高橋俊英君) 手続としては、予算一本のほうが簡単であることは間違いありませんが、しかし、これは国会の御審議をなるべく節約しようという意図に出るものではないかとおぼしめます。

○成瀬幡治君 予算委員会では、輸銀が出資をされるのに、今度は幾らになるかというようなことを、いままで過去に審議した例がありまじょうか。たとえば分科会等でそういうことに触れた例がございまいしょうか。

○政府委員(高橋俊英君) 分科会等におきまして、出資の額がその額でいいのかどうかという数字の問題ではなくて、ちょうどこの大蔵委員会におけるごとく、輸銀そのもののほかの全般的な問題について御質疑はしばしばありました。

○成瀬幡治君 それから、この前も若干問題をお聞きしたわけですが、あなたのほうで今度、ある国が国際収支上の理由からどうしても払えない、だから、今度は国がその相手の肩がわりをするといったら、その国に対して輸銀が肩がわりをする、こういうような改正をすると、こうなっておるわけですが、この前聞きましたら、そういうような国が予想されますかと言ったわけです。そこで、もう一度確認をしておきたいと思いますが、もう現にこの法律案が通ったら、まだ相手国から申

し入れがないかもしれせんけれども、そういうことがあるとすればあるいは事前にきつと連絡があるから、早急にこういうような措置がとられるであらうと予測されるようなところがあつたら、おおよその額と、そして相手国はどんな国だというような点を御説明が願いたいと思います。

○政府委員(高橋俊英君) 先日お尋ねございましたときに、法律案をつくるときには具体的なそういう要請があつたことはないので、ただ申し上げまして、実はそういう具体的な要請はございせんけれども、私も過去の経験に徴しまして、おそらくそういう必要が近い将来に出てくるであらうということを考えまして、この肩がわりの改正案をお願いしておるわけでございますが、いま成瀬委員の、具体的に、ではそういう可能性を考えられる国があるかどうかというお尋ねにつきましては、ごく最近になりまして、わが国に対する正式の要求はまだございせんが、ブラジルが国際収支上の理由によつて支払い延期の提案、要請を主要債権国に申し出るような気がきわめて濃厚となつておるというのを聞いております。これは以前にも実はブラジルにやつたわけでございます。ただ、ブラジルの場合には、たまたまあつたウジミナス等がございまして、それに対するこちらから貸し付けをする、つまり外貨による貸し付けが行なわれまして、それでこちらの日本に対する債務を支払うというふうなことをやりました。しかし、問題は、アルゼンチンの場合にやつたのは、輸銀の肩がわりの法律がございせんので、たまたま民間の一商社の分が繰り延べ決

定額に見合つておりましたので、その商社が結局つないでつた。商社に対しては輸銀はそれだけ繰り延べているわけでございますが、相手国政府の国際収支上の理由に対して日本の一民間商社が繰り延べ債権を持つておると、こういうふうな状態が現にあるわけでございます。このようなことは非常に好ましくない。たまたまそのときには、金額がその商社の取り扱い分と一致したわけでございますからいいのですが、けれども、それは参らぬわけでございます。何社かが今度は繰り延べ債権を持つておることになるのははなはだ不自然じゃないか。これはこの場合に輸銀がやはり肩がわりする、つまり輸銀が相手国政府に対して貸し付けをしまして、その金をもつて日本の商社等に対して相手の債務は全部支払う。ですから、民間のそういう債権は一応なくなつて、輸銀が肩がわりする、こういうすっきりした形になる、こういう趣旨で今回の法律改正をお願いしたわけでございます。具体的に、は、そういうふうなブラジルにおける主要債権国会議が催されることが遠くないのじゃないかというふうなことを承っております。

○成瀬幡治君 こういう、私は一つは輸出するときに、外貨というか、だからまあ返らないかもしれないけれども、こういうことも日本政府としては受け入れる用意がある、法律の改正も整つておるから、だからひとつうんとあなたのほうはおやりなさい。こういうことをやればできるのだから、まず日本でいへば輸出、向こうでいへば輸入、こういうことでやりなさい、金が必要ればひとつひとつこういうこと

でやつていったらいいじゃないかというふうに進められる。しかし、相手国は御案内のとおりインフレとかいろいろなことがありますが、日本へどのんかに申し入れが来たとしても、ね、そういうときに、ある一定の限度額、あるいは一定の基準を設けて、それはいい、これはいかぬよというふうなふうにやられるものなのか。あるいは一〇〇というものがあつたら、半分だけにするとか、あるいは四〇にするとかというような措置がとられることになるだらうと思ふのです。ですから、問題は、そういうようなことをど

んと進められはしないか、それが一つには輸出振興だといふ大義名分が立つたらう。それに対して輸銀のほうとしては、これでよろしうございませうとかなんとかという一つの基準というものがなければならぬ。一〇〇%のんでいく用意があるのか、それともある一定のワクに押えられようとするのか、その辺のところのものはどうなつていますか。

○政府委員(高橋俊英君) もし繰り延べ、非常に債権肩がわりを安易に認めるといたしますと、お尋ねのような心配のことが起つてまいらぬと思ひます。輸出は主として民間の商業ベースで行なわれますから、相手国の国際収支上の状況いかにかわらず、どんな輸出をしてしまつて、そうして最後は肩がわりするんだと、そうすれば自分は損害を受けないということ、不良の債権が増加するおそれがあるわけでありませう。

そこで、今度の改正案におきましては、その点を縛つております。条文、別の条文でございませうけれども、主要債権国、つまり非常に金額の少ないものは除きまして、主要な債権を持つところの債権国が集まりまして、その国を相手にいたしましていかなる程度まで繰り延べに應ずるかということを決めるわけでございます。ですから、日本もそのときには債権国会議の中に入りまして、その交渉に参画するわけでございます。日本だけの、日本政府だけの考えではやらない。他の主要な債権国がこゝならこの程度まではやむを得ないと同意した範囲におきまして、その同じ割合で日本も繰り延べを行ない、その分を輸銀が肩がわりをする、このようにして大事をとつてい

るわけでございます。

○成瀬幡治君 そういうような主要な債権国の集まるようなことが、普通でいうと債権者会議ですね、そういうようなものがあるのか、もうすでにそういうようなことが議論されるような機関というものが現にあるわけですか。

○政府委員(高橋俊英君) これは別に国際的な機関という形はとっておりませんが、パリ会議というふうな名前でありまして、特定の国に対する債権者のグループが一つのそういう仮の名前をつけてまして、そのメンバーもきまつております。その連中が集まる会議を大体パリでやつたものですから、パリ会議といつておりますが、今後の場合も、やはりブラジル、アルゼンチンなどは同じような集まりになると思ひます。これはしかしはっきりした横の国際的な機関というわけではございませう。主要債権者会議でございませう。しかし、一つの慣行としてでき上がった

債権国、つまり非常に金額の少ないものは除きまして、主要な債権を持つところの債権国が集まりまして、その国を相手にいたしましていかなる程度まで繰り延べに應ずるかということを決めるわけでございます。ですから、日本もそのときには債権国会議の中に入りまして、その交渉に参画するわけでございます。日本だけの、日本政府だけの考えではやらない。他の主要な債権国がこゝならこの程度まではやむを得ないと同意した範囲におきまして、その同じ割合で日本も繰り延べを行ない、その分を輸銀が肩がわりをする、このようにして大事をとつてい

第五部 大蔵委員会會議錄第十四

で、言いたくはございませんが、国際
昭和三十九年三月十二日【参議院】

本は片一方では低開発国の問題があつ

いうような低開発国あるいはそういっ

それでは、これより討論に入りま

三

す。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

なお、修正意見がある方は討論中に述べをお願いします。

○成瀬幡治君 私、日本社会党を代表いたしまして、本案に対して、次にお示しをいたします修正を条件として、賛成をいたします。

本案が、円借款における市中銀行の協調融資分について債務の保証を行ない、または国際収支上の理由から債務の繰り延べ等を必要とする国の政府に対して必要な資金の貸し付けを行なうとしておりますことは、わが国の輸出振興上必要な措置であり、適切だと考えるのでありますが、しかしながら、追加出資の規定を改めようとしたしております点については賛成することができないのであります。

現在、日本輸出入銀行への出資の追加は、そのつど資本金額の改正を要する法律事項となっておりますが、政府は今回これを改めて、今後は政府が必要と認めるときは予算で定める範囲内で出資の追加ができることとしております。その理由とすると、これは、予算審議において審査の機会もあり、また日本輸出入銀行のごとく資本量の増加に伴い金利上借入れ金との逆ざやを埋めるため必ず出資を行なわなければならない機関においては、法令の形式としても一々法律改正を要することは妥当でないというのであります。しかしながら、予算委員会における審査は、問題のとらえ方が大きく、分科会においてもその時間的な制約等もあって、それぞれの機関について十分審議を尽くすことはできないというのが過去の事例でもあると思うわけでござい

ます。また、法制上の整備ということでありまして、輸銀への追加出資は当初から行なわれております。最近急に出資の追加が多くなったわけではございません。

私たちがいたしましては、輸銀への出資が公正な事業計画に基づいて行なわれ、特殊な政治的な配慮に基づいて出資金の増額が行なわれてはならないと考えます。したがって、輸銀の事業計画または業務の内容についても、予算審議だけではなく、さらに別にこのような内容についての審査の機会を与えられる、すなわち従前どおりのほうがより妥当であると考えられるわけでございします。輸出振興上特段の効果があるとも考えられないこのような改正が、今日急に行なわれようとしておる真の理由は、業務の実態について審査の機会をなるべく少なくしようとする意図ではないかと想像されるのであります。

以上の理由によりましては、私はお手元にお配りしてあります案のとおり、出資の追加は現行どおり資本金額の改正を要するものとして、第四条改正規定を削除していただきたいと思うわけでございします。

○鈴木市蔵君 私は、日本共産党を代表して、日本輸出入銀行法の一部を改正する法案に反対をします。

この法案に反対する理由は、第十八条に新たに設けられました第九号についてであります。日本輸出入銀行をいわゆる開放経済体制に即応させるものとして、このような条項が新たに設けられたと思ひますが、これはやはり日本独占資本の海外市場進出の先兵として、より全面的な奉仕の機関に仕上げ

ようとしたところにねらいがあると思つております。政府は、OECDへの加盟、IMF八条国への移行によつて、貿易・為替の自由化の総仕上げをしようとしておりますが、自由化によつてすでに日本の産業と国民生活に重大な打撃を受けていることは周知のことです。このことは日本の貿易の平和的、自主的発展の方向とは逆行してあります。で、池田内閣は輸出銀行にまさに血道をあげるといって

入銀行にまことに血道をあげるといっていいほどの政策を強引にとつてきておりますが、それはアメリカの独占体から従属した範囲内における政策でありまして、東西の貿易の拡大に対する世界的潮流とわが国民のこれに対する切実な要求があるにもかかわらず、社会主義諸国との平等互恵の立場に立つ貿易については積極的な政策をとらうとしていません。アメリカの反共戦略とドル防衛に協力を誓わされて、自主的、平和的な貿易政策の方向をますます今日困難に追い込んでいくとしかい

えません。で、政府当局は、この法改正がOECD加盟とは何ら関係がないように言つておりますが、それは法文上の解釈にすぎません。実際には第九号の新設は、日本の独占資本が海外市場獲得のために不当な延べ払いを行ない、不良債権となつたものを国民の血税をもつて政府が肩がわりしようとするものであり、その制度化をはかつたものがこの法改正のねらいの一つであります。このことはますます冒險的な輸出政策と冒險的な財政処置に追い込むものと言わなければなりません。

反対の理由の二は、第四条第二項に示す国会における審議権の制限であります。財政民主化の方向にさからうこのような法改正には、私たちは反対であります。

ます。財政民主化の方向にさからうこのような法改正には、私たちは反対であります。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました成瀬君提出の修正案を問題に供します。成瀬君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(新谷實三郎君) 少数と認めます。よつて、成瀬君提出の修正案は否決せられました。

それでは、次に原案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(新谷實三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時三十三分開会

○委員長(新谷實三郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、本案に対する質疑を続行いたします。

田中大蔵大臣が出席されておりますので、御質疑のある方は順次御発言願います。

○津島一君 時間の制約もあることですから、なるべく簡単に質問いたします。と同時に、大臣にも慎重に、また簡約に御答弁をお願いいたします。

昨日のIMF理事会において、日本がいよいよ八条国に移行するということが承認、決定されたというニュースがあったのであります。それにつきまして、これは非常に私はいいことで、喜んでゐる。こまでもつてくる大臣、また関係当局のお骨折りは、非常に多として敬意を表するわけです。しかし、同時に、こういった新しい事態というか、段階に入つた場合に、よほどの決心をもつてこのあとのことを企画し、施策しなければならぬという感慨を深くする。

これはまあ時間をとるから、言うのもどうかと思ひますが、往年、昭和の初めに金解禁をやつた。これはもう各国がやつて、日本が一番おくれで、最後だつた。その金解禁の結果はどうだつたかということ御承知のとおりで、申し上げませんが、わずか一年半でこれが崩壊したというわれわれは苦い経験を持つておるんです。もちろん、その当時の政府当局が悪かつたとは私は申し上げません。世界経済全体が未曾有の不況であつたというような

こと、また英國が金本位を離脱したというような、大きな世界の情勢が、これはそういつた結果になったと思っておるんです。しかしながら、私も、いまから冷静に判断して、また私はその渦中であつたんですが、それから判断して、どうもあの時代のあの大きな仕事には準備が足りなかつたということ、これは冷静に見て私は批判していいと思ふんです。そういう意味において、今回のいわゆる開放経済体制という大きな変転をもたらす時期に、政府としては十分準備をなされたに違ひないと思ふんですが、これから起るべき経済の異動その他国内関係、これはよほど大きな決心をもつてやらねばならぬ、途中で非常な難局にぶつかるといふことが予期せられないとは私は言えないと思ふんです。そういう意味において、私は非常にけっこうなことだといつて喜ぶとともに、非常に重大な責任がここにのたつてきた、こういうのが私の率直なる感想でございます。

そこで、きょう上程された法案は、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する……というのでありますが、何といつても、自由経済、また、八条国移行に伴う義務を遂行するのには、国際収支というものを安定して、これに憂ひがないようにしないと、非常に政策がやりにくいと思ふんです。でありますから、この法律案の内容についてお伺いするといふことはあと回しにしまして、国際収支について大臣の見通しをお聞かせたい。三十八年までの計数は大体持つております。しかし、大事なものはこれからの国際収支の見通しでございます。三十九年度は、

大臣はどういうお見通しを立てておられるか。ただ抽象的に何とかやつていけるかというやうなものでなく、これは具体的にいへば、三十八年ははっきりしておるから、それと比較してどういつたような増減があるかというやうなものでも、大体的見通しを立てておられると思ふから、それをお聞かせたいのです。それにつきまして、はつきりお伺いする、何というか、カテゴリーというものがありませんから、まず貿易上の関係、それから貿易外の収支の状況、主としてしりがどうなるかというところでございまして、三十九年度は、資本取引です。外貨の借金——短期、長期を含めて。この三つの項目に分けて、大体的お見通しをひとつ承りたい。

これは、予算委員会その他本委員会でも、だいぶ質疑応答があつたと思ふます。あるいは重複するきらいがあるかと思ふますが、ここでこのIMFの決議を受けた機会に、ひとつあらためて大臣から、ここで確認する意味において、その見通しをお聞かせ願いたいと思ふのでございます。

○国務大臣(田中角榮君) 三十八年度の末すなわち今月の末の外貨準備高は、前から申し上げておりますとおり、十七億五千万ドルないし十八億ドルという政府の当初の見通し程度の状態で年度を終つたといふふうに考へておるわけでありまして、三十九年度一ぱいにつきましては、輸出輸入六十二億ドルといふことでございまして、経常収支じりにおきましては、貿易外五億五千万ドルの赤字を想定しますと、貿易外収支じりにおける五億五千万ドルが経常収支じりの赤字になるわけでありま

す。それから、資本収支につきましては、四億ドルの黒字を見込んでおります。長期資本収支二億五千万ドル、短期一億五千万ドル、計四億ドル、こういうことでございまして、で、総合収支じりにおきまして、一億五千万ドル程度の外貨が減るであらう、こういう考へ方になつておるわけでございます。

輸出の六十二億ドルは、これはもう常識的な考へとして、まあ大蔵政府もこれを達成できるだらうという考へを考へております。輸入の六十二億ドルといふものに対しては、どうも今年度ももうすでに五十七、八億ドル、六十億ドルに近い輸入が行なわれておるのではありませんか、六十二億ドルに対しては少し低目ではないかといふことがいわれておりますけれども、政府としては年率九・七%、実質七%の成長に押えていきたいといふ考へでありますので、まあ輸入を六十億ドルに近い数字で押えるように努力をしていきたいといふ考へ方でございます。多少、輸入が少しよければ、資本収支において四億ドルの黒字を見ましたことは、これは資本収支じりには四億よりも多少よくなるであらうといふ見通しでございます。これは御承知のヨーロッパ市場等で外債の見通しは、いまのところ非常に明るい見通しがついておりますし、またアメリカ市場においてもインバクトローン等によつて当初所期しましたものよりも流入が多いといふこともございまして、政府が当初発表いたしました総合収支じりにおいて一億五千万ドルという赤字で大体過ぎることができると考へております。

○津島壽一君 貿易と資本収支の関係ははつきりわかりました。貿易外だけとりまして、その計数をどれくらいに見通しを立てておられるか、その点がなかつたように思ひますけれども……

○国務大臣(田中角榮君) 貿易外につきましては五億五千万ドルの赤字を見おろすわけでございます。これは三十八年度が四億一千万ドル、それから三十七年度が二億二千五百万ドルということでございますので、三十九年度はどうしてもこの程度にはなるであらうといふ数字を出しておりますけれども、この貿易外収支の改善——五億五千万ドルをこすことのないように、できれば少しでもこれを少なくするようになつて、新しい角度から、外航船の建造その他あらゆる角度から貿易外収支の改善について具体的な施策をいま考へ中でございます。

○津島壽一君 貿易の關係はしばらく問題をおきまして、いまの貿易外と資本収支の關係について、ちょっとこまかくこの際立ち入つてお伺いしたいと思ふのです。

これは非常に私はいやなこと、貿易の入超は、これはもう日本の経済の機構と申しますか、いままでの歴史が入超をずいぶん続けてきておるといふ事実がある。きつめて例外のときに出超といふものを見たといふことは御承知のとおりであります。したがつて、過去も何年間も国際収支の調整の問題で苦勞してきたのは、大きな入超を貿易外の受け取り超過でカバーしていくと、全額にならないまでも、とにかくこれは一つの調整の効果があつたといふことは、これは歴史が示してお

る。ところが、最近の状態では非常に私も心配しておるの、貿易はいまおつたやうに、たいした増減なしにくるだらう。ところが、貿易外においては、もし私の持つておる計数に誤りがなければ、ただいまの、今年度の貿易外が五億五千万ドルということ、これは最後の収支のいわゆる暦年の計数で考えますと、どうも三十九年度予算は、今年度は貿易外収支は赤字がふえるといふやうなことに了解していいのでしうか、ちょっとその点をお伺いしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 貿易外の三十七年度が二億二千五百万ドル、三十八年度が四億一千万ドル、三十九年度は五億五千万ドル、こういうふうに見ておりますので、特需等も減るといふ想定をしておりますので、輸入、それから輸出貿易の量も五十五億ドルから六十二億ドルに伸びておりますので、これに付随する経費その他を考へますと、貿易外収支の赤字幅が多少拡大する、こういう考へに立つております。

○津島壽一君 そこで、内容にちよつと立ち入つて増加するといふ事情をお伺いしたいのですが、貿易外収支の問題は運輸の關係とか、あるいは手数料とか、その他特許権の使用料とか、海外旅行といったやうなもの、その他のものも相当大きな金額なのであります。どうもこの傾向は非常に私にはおもしろくないと思ふのです。貿易の入超といふことは、これは経済発展のための原料等の輸入が増加するといふことは非常にけっこうなことである。しかし、貿易外収支の上において特に何というか、大きな種目というか、項目になると思ふのは、外国に対する利

子ですね、手数料とか、その他特許料であるとか、海外漫遊の経費ですね、これが増してくる傾向にある。今後ともこれはなかなか抑圧できぬ問題じゃないかと思ひます。經常的の収支の取引について為替の制限というものはこれは困難なんです。もしそういふ傾向があれば、私はいまの外貨というものが、これは一億五千万ドル減るといふくらい程度の度というけれども、これは将来にわたる非常に大きなマイナスになるだろうということを心配するのですね。

そこで、これらに対して本年度、つまり三十九年度におきまして、これは増加はしかなかったのだということ、で、こういった五億ドルなんという計数が出るのであるか、また一つ大きなアイテムは、三十九年の見通しにおいても四億ドルの資本取引、外債発行でつじつまを合わせようという結果になるとすれば、過去の外債輸入による利子支払い、またこれは引き続きおそらく四十年度も情勢がいから発行ができるだろうというお話ですから、これは外債導入をや外債の利子を払うのは、非常に貿易外の毎年度の經常支払いが起くるということを予期しなればいかぬ。これは避け得ないものだと思うのですね。そこで、そういった事情がもしあれば、これは往年の非常に難局のところへ、同じところへ行くのじゃないかと思ひます。これは申し上げるまでもなく、明治以来、大正、昭和の始まりにかけてわれわれ苦労したのは、大きな外債をしい込んで、貿易外収支で何千万というか、そのときの通貨の価値もありましたが、それをカバーするのの外債を発行して、そうし

て國際収支というものを調整してきたのが歴史なんです。外国の資本のいわゆる導入ができるからといって、これをやるということのいいか悪いということの問題です。

そこで、従来、國際収支が悪くなった時分の過去の歴史を申し上げる時間もありませんが、外債の導入は抑制するという方針を立てているのです、その当時に、これは非常にむづかしいのです。そうしていわゆる貿易外の収支というものを何とか改善し、貿易に対して——これは貿易は自由貿易ですから、貿易を抑制するということはできなかったもので、大正、昭和の八年までというものはその程度でやってきたのですが、どうもいまの國際収支、貿易外の内容が、どうもこれは将来に累を残すような方向に向かつておるのじゃないかという感じがする。しかし、私は消極的な議論をするのじゃないので、外債というものが經濟の發展に大きな貢献をするものだということは認めておるけれども、それをやるにしても、ほかの対策が広く伴わないで安易な考えでいくと、大きくこれがマイナスになって、ことに戦後外国で借りたいわゆる外債その他の外債導入で、この償還期が来るのです。これをいまはまだそんなに来ないのですけれども、大体昔のよりは短期になっておりませんが、昔の二十五年、三十年の外債だから非常に先のことで、日本の經濟変動するから、そこら辺で早いうちに——ところが、だんだん期近になると、これは貿易外の經常収支じゃなく、資本取引の払いというものが大きくなるのです。これはど

らないという問題になるのです。そこらは如才なくお見通しは立てられておると思うけれども、どうもすぐ外債導入で何とかできればやれるというようなことで、實際の元金償還の時期が来たときにはどかんと落ちるのです。これはもうわれわれ大正十四年に経験したのですが、第一回、第二回四分半外債三億五千万円パーの価格で、それが一挙に償還期が来たので、これはえらいことになってくるということであつたのです。

まあその意味では、ほかの各項目について、いろいろ御努力になるといふのですが、すべてこの各項目ほとんど貿易外収支の經常的項目というものはみんなマイナスです。たとえば海外旅行、これは昨年はずかといつては悪いかもしれないが、七千六百万ドルくらいだったのですが、今度はかりに一種の制約を設けて、これはIMFに除外例として承認を受けて年に五百ドル一回という制限を設けてみましたが、この金額を大目見ても、これは相当増加するだろうと。そういう観点からいって、利子は、当然これは対外利払いは増します。これは累積してきますから。そういうようなことを考えるのと、たとえば運輸というようなものは日本は例年プラスだったのです。この項目の貿易外収支が毎年四億何千万ドルのマイナスになっておる。その他交互計算とかいろいろなものがありまして、どうも貿易外収支の各アイテムというものをやると、これが改善されるという見通しがはつきり立つものか。むしろ増すものが多いわけでありまして。そこに私は非常に、政府とし

てはよほどの決心をもってやらなければいかぬ。

私はその一例として、たとえば國産品奨励という問題が起つております。これは國際収支改善の一環として、これも政府はどういうことをやられたか、これは大臣からお承りしたいのです。

が、國際収支が非常に窮乏な時代には、浜口大蔵大臣は會計法を改正したのです。どういふことをやったかという、官庁がいやしくも物を買うときには國産品を買え、これは自由契約でいい、また請負に出す場合においてはこれに使用する資材は國産品にせよということができるという會計法の特例の法律までつくつた。しこうして、その法律の効果はどうかという、これはちゃんと記録に残っておりますけれども、それによつて二億とかなんとも、大蔵省の中に委員会ができてやつたからあるのです。だから、もう少し何か手を打っていただきたいというのが私の希望であつて、この問題については大臣も非常に御苦心だろうと思ひますが、この前經濟企画庁長官がここにお見えになりました、この問題で同僚委員からいろいろ御質問がありましたときに、貿易外収支の問題は、非常に重大だから、近く今月内に關係閣僚の懇談会を開いていってやりまうということだったのです。それは運輸の問題だと思ひますが、問題は範圍が非常に広いわけでありまして、ね。そういう意味において、これを何とか取り上げて、そうして改善する具體策をお立てになるということが、開放經濟体制に向かう、これはまあ去年からやつてもよかったことと思ひるので

ありますが、いまからでもおそくないですから、私は大臣にそれをお考えをお願いしたいのですが、大臣はこの点についてどういふような抱負というか、御意見を持っておられるか、それを承りたいのです。

○國務大臣(田中角榮) できるだけ早い機会に經常収支でバランスをさせたいということは、私もそのとおり考えております。

それから、貿易外収支の問題を考えますと、政府もいろいろ施策をやっておりますけれども、實際上の各項目別に見ますと、先ほど申し上げましたとおり、四億一千萬ドルが五億五千萬ドルに赤字幅が広がつてくるという情勢にあることは御承知のとおりでございます。この中で大きいものは、持荷が受け取り側が減つてくるという傾向にある。それから同時に、八条國移行に伴ひまして、觀光等については今年度九百萬ドルの赤字でございまして、相當量の今年赤字になる可能性もあると、こういうことであります。貿易も非常に大きな額にのびりますので、貿易外の中で特に海運収入面等を見ましても、外航船舶の建造その他邦船の積み取り比率等も引き上げてはおりますけれども、急の場に合わないというところであります。また、かくて戦前の外債の償還期限も来ておりますし、また、技術導入に対するロイアルティの支拂い等もあります。元利の償還及びそういうものを含めまして、二億二、三千万ドル余になるわけでありまして、でありますから、どうもいまの状態ではこの貿易外収支の改善ということは非常にむづかしいというふうにお考えになっておると思ひます。ま

た、政府もこの事実を目をおおるものではないわけでありませう。

でありますから、この三月十四、五日ごろから、いままでも国産品愛用とかあらゆることをやっております。

やっておりますが、四月一日に八条国に移行するという機会に、ひとつ国民の協力も得ながら、政府もかかる方法をもって貿易外収支の改善という問題に對して政策を行ないたいという問題に對しては、ひとつ明らかにしたいというところで、いま政府部内で検討を進めておるわけでございます。四月一日には総理大臣声明等も行なつて、八条国移行に對し、また特に經常収支の改善という問題に對しては、具體的な施策等も掲げながら国民各位の協力を得たいというふうな考へておるわけでありませう。

戦前、非常に御苦労になられた津島先生のいろいろ示唆に富まれた御発言がございましたが、私たちも常に御高説を伺つておりますし、また歴史上に日本が非常に困つた租借金政策のしりぬぐいということに對しての事情も十分考へに入れながら、外資導入政策を進めておるわけでありませう。確かに、あなたがいま言われたとおり、借金の支払ということと借金をしなければならぬ自転車操業ということとを考へると、借金はしたくないというのは事実であります。が、しかし、戦後、すべての資本をゼロの状態からわずか十八、九年で立ち上がつてきた日本としては、開放經濟に向かつてどうしても將來百年のために良質、長期の外資を入れなければならぬということも、これはまた避けられない事実であります。昭和二十五年まで外資が入らな

かつた時代の日本の經濟成長率、またわれわれの生活、また貿易に道を開き、海外との交流を始めながら外資の導入をはかつてきたその後の状態を考へると、これはやはり自分の金だけではできないわけでありませう。これも無視することのできない、否定することのできない事実であります。でありますから、私たちも借りたものは必ず返さなければならぬ。その返す時期において返し得るほどの国力の培養ができるかというバランスは十分考へて、外資の導入をはかつておるわけでありませう。が、しかし、国内においても

オーバー・ローンの解消、同時にオーバー・ローニングの解消を政府自体も民間も積極的に考へておると同時に、日本自体が外国に對するオーバー・ローニングということに對しては考へていかなければならぬ。考へていくからといって、何もできないというのでは困りますので、国内において資本蓄積、貯蓄の増強、消費の抑制という問題とまづ正面から国民にやはり取り組んでいただいて、政府自体もかかる施策に對して勇敢に前進的な方策を掲げて、戦後の西ドイツが自國資本によつて今日を築き上げたようにな、そういう受け入れ態勢をつくりながら、外資をできるだけ押えていくという方向をとらざるを得ないわけでありませう。一番最終的な問題をもう一点申し上げますと、しかし、そうはいふわけでも、それは理屈の上であつて、先輩としてかつてその三億五千万余のほの大きな金を、相当大きな金を私わなければならぬときに非常に苦勞した。これは非常に私わかりませうが、ただ當時の時点と違ひますのは、國民所得の

中で一般會計を含めた財政規模を検討しますときに、戦前は御承知のとおり相当大きな軍事實力、軍事投資があつたわけでありませう。それに比べて防衛費というものは非常に少ない状態でありませうので、戦後そのような違い方によつて經濟が非常に大きく伸びた。でありますから、外資の導入というものが、國民經濟の基礎確立と輸出の増強にほとんどが使われておるといふ事態を考へますと、必ずしも、戦費を調達した當時とは多少違ひわけございませう。でありますから、私たちも過去の歴史を十分参照しながら、慎重な態度はとつておりますけれども、外資を得て國際競争力が培養せられて、これが返還期にくる場合には必ず元利の償還ができ、しかもそれによつて貿易外収支の長期安定をはからう、こういう考へ方でありませう。津島先生のよう

な御専門の先輩からはいろいろ御忠告があると思ひますが、皆さんの御忠告等を休しながら慎重な態度でやつてまいりたい、このように考へます。

○津島壽一君 時間が超過したようです。最後に、それでは新聞記事ですが、IMFのゴールド・トランシュ、スタンダード・バイ・クレジットと言つていますが、あれの三億五千万ドルということとございませうが、あれは借し入れの予約というか、現実の外貨の計算の中に記載するということとは、実行のつど入れるといふような方針でございませうか、どうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 御承知のとおり、IMFの日本の外貨準備の統計には、もうすでにゴールド・トランシュ分一億八千万ドルは加算されております。アメリカその他の先進國はそ

のようなことをやっておりますが、いままでも大蔵省のやり方が非常によろしくないと言われればそれつきりでございますが、しかし、諸外國でもってゴールド・トランシュ分を全部外貨準備に入れておる分を、これを日本は入れておらなかつた。これは健全財政上國民に訴へるという姿勢からも入れておらなかつたわけでありませうが、四月一日から八条国に移行いたしますので、これを機会に三月三十一日の外貨準備にはゴールド・トランシュ分の一億八千万ドルは加えたい、加へることによつて外貨準備を厚くして、開放經濟に對する前進的または積極的な体制を整へたい、このように考へております。

○津島壽一君 時間をちよつと超過しましたので、お許し願ひたい。それで、それに関連して、私の感想的なことばであります。あまりこの外貨準備の計数の増減に、非常な底にいけば別ですが、いまの程度の外貨準備が減つたあるいは増したから、またうんと増したから、もう二十億になるのだとかいうようなことは、私はあまり必要ないと思ふ。これは日本の經濟というものの準備が、外貨債権が準備だというそういう觀念は形式的なものであつて、したがひまして、これは言い過ぎかも知れませんが、よく國民に実情は知らせなければならぬが、増したからといってよくなつたとか、少し減つたから、預金の残高がちよつと減つたからといつて、われわれ会社、かりに会社として、私の会社はだいたい悪いのだとか、預金が増したから何はここのくらいあるといふことは、私は問題ないと思ふのです。しか

し、これは大きいほいほいのであつて、少ないほうがいいという意味ではないのです。したがひまして、万一首いいたような、もう記載すべきものが記載されなかつたというのは私はりっぱな態度だと思ふのです。しかし、時期をちよつと開放体制の発足する時期にそれをつけかへるといふことで、いわゆるウィンド・ドレッシングと申しますか、それが國民に安易な考へを与えるという結果が起れば、これは害があると思ふ。だから、少なくとも貧乏しておるけれどもわれわれかせいでやるのだというふうな気が持ちを、國民の協力というものはそういう苦難のときに集まるので、安易な考へを示すと安易な考へになつていくといふことで、協力といふものはあまりやつてこないと思ふ。その点は心理的な問題であつて、大臣が才ないと思ふのですけれども、あまり外貨の準備が、三千万ドル先月減つたといふことは、あまりこういうことには神経お使ひにならないほうがいいのではないかと私は思ふのですが、いかがですか。

○國務大臣(田中角榮君) 私も、外貨準備高が減つたりふえたりするような、毎月毎月の統計に神経をすり減らしていくという考へ方は間違ひだといふ考へ方をとつております。

私たちがゴールド・トランシュ分を外貨準備に加へるといふことは、当然加へるべきものであつたけれども、ざつとばらんに申し上げますと、大蔵省の超健全財政を加へなかつた。これはIMFの統計にも入つていないじゃないかといふ議論をされておるが、現在まで一億八千万ドルをIMF

つきましては、日銀法というものに対しては、舟山試案が世に明らかにせられてからは、もう何か大蔵省でもタブーのような気持ちできましたが、ちょうど日銀総裁がそういうことを言われたので、日銀さんが言われるならば、ひとつ私も大いに腰を上げましょう、こういうことを申し上げたわけでありまして、あとの問題につきましては、これから日銀当局の意見も十分聞きますし、この問題に対しては、新しい金融憲法式のものでありますので、もうたなざらし三年というようなことで、拙速をたつとぶようなことをしないで、世の識者の意見を十分徴しながら誤りのない改正案をつくりたい、このように考えます。

○木村禰八郎君　ただいま、IMF理事会で昨日正式に日本のIMF八条国

機会に、津島委員から国際収支の問題を中心にして御質問があったのです。私は、これは非常に重要な問題で、また先ほどの大蔵大臣の御答弁では納得いかないと思うのです。先ほど、士体四月一日までに具体策を政府で検討して発表したい、こう言っておられましたが、しばらく作業の過程を見たいと思うのです。

私は、四月一日からIMF八条国へ移行するにあたりまして、財政金融政策について今後どういう態度をとっていけるか、この点についてお伺いしたいと思うのです。もちろん、自由化の問題はすでに昭和三十五年ころから始まってなしくずしにやってきたのだら、たいして影響はないと言いますけれども、八条国へ移行しますと、あとやりできないということですね。したが

て、輸入制限については、今後直接的な統制が困難になって、財政金融政策による間接的な調整というものが非常に大きなウエイトを持つてくる。そういう意味で、八条国移行へのIMFの決定があったのを機会に、ちょうどいい機会ですから、今後開放経済体制へ移行するにあたっての財政金融政策の基本的な態度について伺っておきたいと思ひます。こまかい点については、また予算委員会等で質問いたします。

まず、財政政策として問題になる点は、いまの日本の歳出面において、いわゆる下方硬直性といわれますね。毎年々々予算が膨張していく傾向にある。それも非常に大きな率で膨張していくわけですね。この点が国際収支の問題と、内容は違いますが、何か似た性質を持つてゐるのです。国際収支の、特に貿易外取引について津島委員からお話がありました。各項目調べると、みんな増加するものばかりですよ。財政支出につきましてもそうですよ。これが減るという見込みがなかなかないわけですよ。そこで、この際、いわゆる下方硬直性をもたらししている根本の原因が一体どういうところにあって、何がこのように下方硬直的にしているのか、これについてはっきりしたメスを入れて、そうして、今後やはり近代国家だから財政は膨張するのあたりまえだというような安易な考え方では、やはりまかなっていかなくてはならないと思ひます。この際、やはり財政の中で一番のガンになっていいますね、一番問題点になっている下方硬直性、どうしてこれに対処していくか、どうしてこれを改善していくかという点、一番重要な点だと思ひますよ。

国際収支との関係がありますね。IMFへの移行にあたりまして、そこで何が下方硬直性をもたらししている根本の原因か、まずこれについて御意見を承つてそれにどう対処しようと思ひます。伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 非常にむづかしい御質問でございますが、まず八条国に移行するというにつきましても、財政金融が一体であるという考へ方を私は前から述べておるわけでありまして、同時に、金融につきましても、貯蓄の増強をはからなければならぬ。それから、自己資本比率が非常に少ない、低くなつておるといふことに対して、戦前の六一%、また現在でも先進諸国は六〇%をはるかにこして七〇%、七五%を示しておる国もあるのではありませんか、少なくとも自己資本比率を上げていくということによつて外資依存という態度を改めるとともに、国民消費の抑制という面からも相当考へていかなきゃならぬという考へ方をまず第一番目にとつておられます。

もう一つは、第二の問題は財政の問題でございますが、財政は固有の機能、使命を持つておられますので、なかなかこれを引き締めるというわけにもむづかしい問題はございますけれども、しかし、少なくとも社会資本の不足を補う、社会保障を充実せしめるといふ目的は、理想は確かに必要でありまして、それをあまりにも短兵急に短時日の間になし遂げるといふことで歳出を無制限に膨張せしめていくという政策には、おのずから限界があるわけでありまして、でありますから、一般会計のみならず財政投融资も、また地方財政も、特別会計、政府関係機関も大

局的に立つて国際収支を悪化せしめないうちに、国内の安定成長をもたらしうような方向に向かつて調整をせられるべきであることは、また言うをまたないわけでありまして、しかし、そういうことを口で言つても、なかなか予算といふのは年々膨張していくじやないかというところであります。この原因はどこにあるかといふことは、これは端的に申し上げて、戦争で国破れて山河ありというだけであらゆるものが非常に立ちおくれしておる。同時に、戦後お互に新しい憲法のもと民主主義思想が育成をせられていきまして、やはりうっせきをしておつた戦前、戦中の非常に苦しい中から一目も一時も早く脱却しなければならぬという何か観念的な気持ちから、一挙に先進国の水準に追いつかなければならぬといふことを考へておるところにも一つの間違ひが私はあると思ひます。やはり私は国内混乱をせしめないように一歩一歩堅実な状態に進むべきであらうというふうに考へられます。

もう一つは、経済成長が非常にある時期高かつたので、財源が確保せられましたので、この財源があるの目的達成のために繰り上げておるものをやろうという考へ方が底流となつたために、財政の膨張をある程度来たり、その意味において物価の上昇等の現象が付随的に出てきたわけでございますが、しかし、もうあと戻りのできないとあなたがいま言われましたが、そういう事態でありますので、やはり財政金融の全般を通じて、相当長期の見通しに立ちながら、効率投資を行ないながら、限られた一定のワツクの中で財政金融の総合的な調整運用の妙を得

て窮極の目的を達成するように、少し方向や考へ方を変えていかなければならぬんだというふうに考へます。しかし、最後に一点申し上げますと、財政が膨張する要因はたくさんございまして、ございませうけれども、国会を通じての議論で、その九五%が、中小企業に金を出せ、農民に金を出せ、また道路に金が足りない、低開発に対して税制上措置すべし、あらゆる発言のほとんどが歳出要求、歳出増要求であります。こういうものをやはり国民によく訴えながら、政府も国民もまさに一体になって、多少われわれの生活基盤を確保することに對しては延びるけれども、窮極はこうなるんだというやうなことをよく理解していただいで、政府も勇気をもつて新しい立場で新しい政治の姿勢を立てるべきであらうというふうに、まじめに考へておるわけでありまして。

○木村義八郎君 これまで日本の予算の弾力性を失わしめてきた原因ももちろん重要ですが、問題はこの開放経済に移行した後の今後の財政の硬直性について御質問しているわけですよ。私も、財政が膨張すること自体は、何もこれにすぐ抽象的な反対を言えないと思ひます。問題は、それをほんとうに民生安定に役立てるのであれば、これは財政規模の大きいことを非難する必要はないと思ひます。いまの財政の組み方を見ますと、民生安定関係のほうも多少はふやすが、いわゆる産業基盤強化のほう、大資本擁護のそういう支出がかなり多い。その上に社会保障とかその他のものを積み上げるわけですよ。そうすると、物価が上がつて、そうして社会保障をふやしても、

これが予算に計上されただけの実質的なサービスができないということになるんです。私はもう少し具体的に伺つていきたいと思ひます。

今後の財政の膨張を不可避ならしめていく要因としてどういふものがあるか。まず第一に、いろいろな長期計画が非常に出てきましたね。この長期計画はいまどのくらいありまして、これは道路計画もありまして、治山、治水、港湾ですね、その他国鉄、電通、いろいろあります。いま総額どのくらいになりますか。そうして今後それほどのくらいになる見通しであるか。

○国務大臣(田中角榮君) 一般会計といたしましては、御承知の今度の国会で御審議を願つております道路が四兆一千億、五カ年計画、これが一番大きいわけでありまして。港湾五カ年計画は、三十九年度を初年度とする新五カ年計画をつくりたいということ、いま検討をいたしておるわけでございます。それから、環境衛生、下水道の五カ年計画、厚生省、三千三百億の要求をいたしておりますが、これも今年度を初年度として五カ年計画をつくらうということに相なつておるわけでございます。このほか治山治水の五カ年計画がございまして。治山五カ年計画、治水五カ年計画、これも四十年から改定をしなければならぬであらうといふことをいわれておるわけでありまして。一般会計においては大体いま申し上げたようなものであります。そのほか漁港の五カ年計画をつくれという議論がございまして、三十九年度にはこれをつくらなかつた。

それから、一般会計以外で、政府関係機関、三公社五現業等を入れます

と、現在電電の五カ年計画がございます。国鉄の五カ年計画もございます。国鉄は政府が承認をしました五カ年計画よりも別な五カ年計画をいま国会で御審議願っておるわけですが、それよりもなお第三の五カ年計画が必要であるということもいま国鉄当局は言っておりまして、これに対しては内閣は、国鉄基本問題調査会を設けまして、ひとつ四十年の予算編成までには結論を得たいという考え方を持っておるわけでありまして。

そういう意味で、一般会計、特別会計その他全部入れますと、相当大きな五カ年計画ないし十カ年計画ができる、このような状態でございます。未確定要素が非常に多いので、五カ年後にこれらのものを合わせれば何兆円になるという事は、いまの段階で申し上げられないということでございます。

○木村福八郎君 事務当局でもいんですが、現在どのくらいの額になっていきますか。現在すでに判明しているだけで。

○国務大臣(田中角榮君) おおむねは私が言ったとおりです。

○木村福八郎君 おおむね……今後、いま予想される五カ年計画等も入れますとどのくらいになりますかね。十兆円をこえますかね。

○国務大臣(田中角榮君) それはこえるでしょう。

○木村福八郎君 現在どのくらいですか。

○国務大臣(田中角榮君) 道路が今度新しい四兆一千億円の五カ年計画でございまして、それに治水の五カ年計画は、十カ年間九千億だったと思うが、

ちょっとおそれ入りますが、事務当局から。

○政府委員(釜田智君) 治山治水の現在のこれは、前期後期ございまして、合わせて十カ年計画になっておりますが、これは九千二百億でございます。それから、そのほか現在ございましてものは港灣でございますが、これが五カ年計画といしましては、このうちでもって単独事業を除いて政府事業だけで申し上げますと、二千三百三十億、こういうことになっております。

それから治山が、これも政府計画でございまして五百五十億。これが三十五年から三十九年までの五カ年計画、前期の五カ年計画。そのほか住宅は、これは金額が出ておりませんが、これは一千万戸のうち三百万戸程度を政府施策住宅としてつくる、こういうことになっております。これは戸数で出ておりますが、金額で出ておりません。そのほか環境整備でございますが、これはまだ今度つくることになっておりまして、出ておりませんが、要求は下水だけで三千三百億ということでございます。それから、その他先ほどお話をいたしました国鉄、電電ということになります。これはちよっといまして手元に数字を持っておりませんので、あとから調査をいたして御返事申し上げます。

○木村福八郎君 国鉄は一兆円でしょう。

○政府委員(釜田智君) これは国鉄の新幹線の増加する前の計数でございまして、その後、新幹線がふえました分が上乗せになりまして、一兆ちよっとこす。

○木村福八郎君 電電はどのくらいですか。

○政府委員(釜田智君) 電電のほうは、どうもはっきりあれておりませんが。

○木村福八郎君 そのくらいの計数がわかっておらなければ困るのですね。これが今度またいろいろ改定が行なわれていきまして、もっと大きくなる。これより減るということはないと思います。そうしますと、大体、これは固まってまいりますと、毎年これは減らすことができません。毎年これは減らすと、これは下方硬直的な一つの要素になってきますよ、いい悪いは別として。とにかく減らすことができません。と。ずつとそういうものがどんどん出てくると、これが一つの大きな要因になってくると思ひます。

それから、もう一つは、年度の途中でいろいろな法案が出てきて、それが平年度化していくやうがあるのですね。それはいままでのどのくらいになっていきます、三十九年度はどのくらいになります、平年度化するやつは。

○国務大臣(田中角榮君) なかなかむずかしいわけですが、大体六千八百二十六億の自然増収につきまして、今年度の自然増収分が二千億余でございます。その中で、大体三十九年度の、三十八年度の決算ベースから見ますと、四千五百億ないし四千八百億の増収になるわけでありまして、これが歳入財源として入っております。このうちの大体半分くらいが、十月一日から人事院勧告を行なったものに対する給与の平年度化、それから十月一日からやりました医療費の平年度化というやうなもの

のを全部含めまして、いわゆる硬直性あり、こういうふうに見通されて当然増経費と一説にいわれておりますが、そういうものが大体半分、こういうふうに見ております。大体間違いありません。

○木村福八郎君 それから、物価値上りにより分ですね、これはどのくらいに見ておりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 公共事業費の単価増等、土地等に対しては一五%以上、一五%余、そのほかの公共事業の単価の補正はおおむね六%ないし七%というふうに見ているわけでございます。

○木村福八郎君 そうしますと、今後、とにかく長期計画が非常に大きくなってくると、大体自然増収、そのうち減税分を引いた残りの半分くらいというのですね。そういうものですね。こういう傾向は今後すぐに直らない。いまのあれですとどうでしょう。これがだんだん今度累積してまいりますと、財源のほうを、財源は一体どうするの。それで、この間道路計画について予算委員会でも自民党の方が質問してました。これに対して河野建設大臣は、四兆一千億に対しては、今後財源についてはやはり道路公債ということを考えている、それについては大蔵大臣とよく話し合つて大体了解を得ているというやうな話でしたね。ところが、きょうの新聞を見ると、開放経済体制に移行すると、四月一日から八条国に移行するにあたって、やはり健全財政を守つていかなければならない、公債発行については考えていないといふ大蔵大臣の話が出ておつたのです。しかし、いままたいろいろ重要な要因

です。これはなかなか、ちよつと貿易外の取引と同じやうに、減らすことができない項目がみんな累積してきていくのですよ。

ところが、いままでは物価値上りによる名目所得の増加、それに累進課税がかつて実質的な増税という形で自然増収が非常にたくさんあったわけですが、本年度三十九年度のように六千八百二十六億なんてもうすこい自然増収があった。しかし、今後は私はずういふ期待はなかなか困難だと思ひます。三十九年度は、法人税等について三十八年の分があるから六千八百二十六億という非常に大きな自然増収が可能なんです。ところが、四十年になれば、非常に私には様相が変わってくると思ひます。そうでしょう。九・七%の名目成長率でしよう。特に法人税について非常に変わってくる。鉱工業生産も九%でしよう。そうすると、どうしたって私はそこに財源という、公債発行の問題は起こらざるを得ないと思ひます。いまのままでいけば。

大蔵大臣はいかに公債発行をせぬと言つても、私は、財政法で認められていく、道路公債というものは発行することが可能になっているものですか。私、私も、何も公債発行をむやみに、何でもかんでも公債発行いかぬ、そんな考えを持っていませんけれども、いまのこの歳出の下方硬直性、それから歳入は、これから従来のやうに自然増収をたくさん期待できないとなれば、どうしたってそこに歳入歳入のアンバランスが出てきますよ。それが、外債というところもあるでしょう。外国の借金というところもあるでしょう。あるいは国内の公債発行というものも問題に

なる。それから、減税もやはりやらなければならぬ。何も、私は公債発行せよと言っているわけではないのです。客観的に見て、そういう方向に向かわざるを得ないのではないか。それを大蔵大臣は、ただ、公債発行をせぬ、せぬ、こう言っているだけで、それは八条国に移行するにあたっては、これはあと戻りできないということになっていきますから、かなり長期的に見てそういう財政のバランスについてはやはり考える必要があるのです。その点はどうなんですか。

○国務大臣(田中角榮) 確かに財政の硬直性は認められますけれども、その中には確かに五カ年計画で縛っておったり、率直な話を申させていただけるとすれば、戦後新しい憲法で国会が国権の最高機関になったということと、すべてが法定主義でいくということとで法律をつくり、法律をつければ五カ年計画、五カ年計画は閣議の決定にまたなければならぬ、こういうふうな制度上非常に厳格と進んできただけで、これもまた悪い意味ではない、これもまたある意味においては長期計画も必要であるし、この点が必要であるが、このバランス、弾力運用というものと法定主義というものの間の調整をどういうところに調和点を見出すかということ、これはこれからひとつ検討していただかなければならぬ問題だと思えます。

しかし、私は、まあ四十年、四十二年、三十四、五年、この五、六年間を考えますときに、全然政党政治も行なえないような拘束性がくるとは思っておられないわけでありませう。御承知の大体所得倍増計画の年率が七・二%

であります。でありますから、おおむね三%、年度内における物価の上昇率を三%と押えれば、一〇%近い名目成長率になるわけでありませう。鉱工業生産の九%上昇を考えますと、これを税に引き直しますと、大体一四・五%ということになります。でありますから、四十年、四十二年、三十四、五と見通ししても、三十九年度の予算と対比しまして、多少前年度べー

う御質問に対して、四兆一千億がこれだ改定したいと思ひますと、こう建設大臣は答へになられたわけでございます。これはまあ大蔵大臣と大臣と、私共の政調会長とかというものは大體そういうことを言うものでありまして、私も政調会長のときそんなことを言ったこともございますが、これはやはり大蔵大臣と相談をし、いわゆる国債が出せるような状態にもした場合には、こういうことを言っておられるのでありまして、私は、建設大臣の発言と私の発言というものの間には相違はない。私は、まだ内閣債を少なくとも発行しないで、八条国に移行するのが四月一日でありますから、二年や三年やはりそういうまじめな態度で健全財政を貫いていくべきだろう、現時点においてはそのような方法で考えております。

思うのです。それをわれわれは一番心配しているわけだ。そうしますと、やはり産業基盤の強化のほうには次々とずっと計画が出てくるでしょう。それは予算の先取り的なものになってくるのです。長期計画が出てくる、あるいは継続的なものが出てくるでしょう。そう言った場合、今度は生活基盤のほうの計画というものがなければならぬ。いま一応住宅とか環境衛生等もありますけれども、しかし、どうしてもここのほうに立ちおくれちゃうと思うのです。産業基盤の長期計画はどんどん出てくる。そうして公債発行はなるべくやらぬようにする、財源の制限がある。どこにしが寄ってくるか。結局、生活基盤の改善のほうにどうしたってしわが寄らざるを得ないのです。だから、そこをわれわれは問題にする。なぜ生活基盤に関する五カ年計画、十カ年計画、これは道路とかあるいは国鉄とか電電みたいな、そういう計画をつくる必要があるのじゃないか。それをつくっておかないと、みんなそっちのほうにしが寄っちゃうと思うのです。やはり、ですからそういう考え方で、公債はどうしたって必要になつてくるのです。この点についてはどうお考えですか。

と大きな立場から見れば、これは議論は、究極の目的は一つだ。産業基盤を確保するということも、現在の税制でもって考えてみますと、昔のよう

それから、河野建設大臣が、まあガソリン税の問題に関連をして、四兆一千億といえどもなかなかそううまくいかぬ。四兆一千億というのは二兆一千億を四兆一千億に上げたわけでありませうから、大きなことであります。ちょうど十年前は国の道路予算の総予算は八十七億です。十年間で四兆一千億。この基本法は私が議員提案をしたわけでありませうが、そういう意味から申しますと、非常に大きくなっておるわけでありませう。幾ら所得倍増でも直ちに、四兆一千億ですから大きいのです。

○政府委員(澤田智君) 電電でございますが、四十二年までに、五百萬加入でという目標をいたしまして、一兆七千六百二十億というのが一応電電公社の試算の五カ年計画でございます。

○木村義八郎君 そうですと、歳出は下方硬直的に膨張していくと。しかし、その下方硬直的に膨張していく要因を洗っていきまして、長期計画年度内に年度の途中に出してくるいろいろな法案の平年度化、それと物価値上りによる経費の膨張等ですね、その場合に、今度は財源については健全財政でいく、公債を発行しないでききますと、勢いどういふところにしが寄ってくるか、これが非常に問題だと

に六割、七割の株を持っておいて支配をしておるような大企業は存在いたしません。ほとんど大衆資本によるものであります。しかも、これで国際競争力がつけば、輸出が伸び、国際収支の安定に寄与するわけでありませう。また、そうすることによって日本人自体の生活が涵養せられるわけでありませうから、私は昔のような感じで大企業とか独占企業とかいうのは、これはちょっとおかしいというふうな考えです。これは昭和三十三年の暮れでも、中小企業に対して金融をやれと言うと同時に、重点に金を流す。それから第十七次、十八次造船の繰り上げをやつて、造船に金を流さなければいかぬ。なぜそういうことか。造船だけでも、二百萬の中小企業というものが非常に危機に瀕する。日本の現在の社会組織を考へてみますと、お互いに全く利害相反するような立場におれるところはなかなか少ないのであります。でありますから、やはり国際競争力もつけて、日本の外国からの借金政策等を直さなければならぬためには、やはりその産業基盤の強化ということも、これは国民自体の生活のレベルアップのために当然必要なことでございませう。

また、必要だからといって、そっちにだけ金を入れられるかというのと、それは入れられませう。これは政党政治でありますし、議院内閣制であります。これは党の基盤が強くなければどうにもならぬわけでありませうが、選挙に出て幾ら将来はよくなるのですと

○国務大臣(田中角榮) まあ、いままでの予算の編成の状況を見られてもおわかりになるとおり、大企業とか産業基盤育成だけに重点を置いてやっていると、これはございませう。これは社会保障その他十分近代国家、福祉国家をつくるために最優先的な投資を行なおうという考え方に立っていることは御承知のとおりでございます。もっ

と大きな立場から見れば、これは議論は、究極の目的は一つだ。産業基盤を確保するということも、現在の税制でもって考えてみますと、昔のよう

と大きな立場から見れば、これは議論は、究極の目的は一つだ。産業基盤を確保するということも、現在の税制でもって考えてみますと、昔のよう

言つても、それは社会保障などを最優先事項に取り上げなければならぬはずはないのであります。元も子もなくなつちやうのです。これはいつでも、一四％の対前年度予算がふえれば、社会保障に二〇％、二五％、こういうことをやっておくわけですね。物価が三％上がれば、少なくとも生活保護費は一三％上げよう。これはこれからの近代政治の中では、こんなものをやらぬで済むものではありません。ですから、まあ木村さん十分御承知で御質問ください。おるわけでありまして、何もかも全部二〇％、三〇％というようなことは、これは望むべくもありませんけれども、乏しいながら、健全財政の中で、合理的に国民に理解をしていただくようにやっていくことが理想でもあるし、現実の姿はそれとおりに思ひます。

では、それだったら、社会保障に対して五カ年計画をつくれといひます。これは五カ年計画をつくるよりも、毎年毎年一五カ年計画をつくると思ひます。それよりも、一五％伸びれば二〇％社会保障を伸ばすということ、で、最重要項目にとつておりますので、私は、乏しいながら、その中においておくれた社会保障等の問題に対しては重点的に配慮をせられていくであらう。また、私もそのようなつもりでおりますことを明らかにしておきます。

いろ書いてありますが、それは反面マインスマスが指摘されています。住宅難は依然として解決されていないでしょう。それから、公害でしょう。いろいろな災害でしょう。これが激増しておるでしょう。交通難でしょう。そういうものが激増しておる。ですから、非常にアンバランスになっておるわけですね。それから、中小企業が立ちおくれた。農業が立ちおくれた。それから、格差は拡大しておる。そういうマインスマスを、今後財政支出がさきお話ししたような内容でどんどん膨張してまいりますと、口ではそういうマインスマスを解消すると言ひますが、けれども、なかなかそこは改善されない。だから、やはりほかでそういう産業基盤の強化のための計画を立てるのならば、やはり生活基盤のほうの強化もきちんとしておかねば、何も社会保障に全部使つかさねなむぢやない。大體、じゃ、ヨーロッパ並みに消費水準がなつたというならば、もし政府が我慢するならば、全体のやはり均衡、財政支出の内容の均衡についてもヨーロッパ並みにする必要があるので。社会保障の国民所得に占める比率はヨーロッパの半分くらいでしょう、まだだ。大體三〇％くらいですよ、日本は。ヨーロッパは五、六％くらいですよ。ところが、日本の公共事業費の予算に占める比率、国民所得に占める比率はものすごく、これは先進資本主義国じゃ一番大きいですよ、何回も言ひますけれども、非常にアンバランスなんです。そこが、そういう内容を見ると、ただ消費水準がヨーロッパ並みになつたからといって、福祉国家とか

なるとかまだ大きなことは日本は言えないと思ひます。そういうことはまだ言えない。消費水準が上がつた、今度ストックで考へてごらん。消費だけ考へず、ストック、貯蓄、蓄積ですね、こういうものを考へたら、まだまだそれは非常に懸隔があるので、そういう点は隠して、あそこでは触れておらないのですけれども、そういう意味なんです。

しかし、大蔵大臣はわれわれの質問に対しては非常にこのご回答がうまくなつて、(笑) ああと言へば、こうと言へばあ、一応とにかく将来に關することについては非常に言ひの力がうまくなりましたから、こういう議論をこゝで繰り返してもむだと思ひますから、今度は予算委員会では左右することができないような問題についてはっきりと質問したいと思ひます。

そこで、他の委員の方も御質問されますので、私は具体的に、一、三質問をいたしまして終わりたいと思ひます。

その一つは、先ほど津島委員もお触れになりました日銀法の改正の問題ですが、これは山際日銀総裁も改正に賛成である。大蔵省も賛成である。意見がはからずも一致したといひますけれども、それは改正について意見は一致したのであるけれども、内容については対立していると思ひます。はつきりと前にA、B二案が答申されて、それでこの舟山試案でしよう、それから、大體大蔵省側の意見を代弁しておるのは下村君の考へ方ですね。大蔵省の権限を強くするんですね。指示権を強化する。これに対して、大蔵大臣の議決延期請求権を持つことにとどめる、最終的には日銀の議決権を認める、こういう対立をしておるのです。もう焦点ははつきりしておるのです。ここで改正したら、日銀のような考へていくのか、日銀の中立性というものを確保していくのか、大蔵大臣の指示権を強化するといふ方向でいくのか、二者択一です。どっちかなんです。どっちのほうにいくか、これがもう結論ですよ。

ですから、大蔵大臣は日銀の中立性を認める方向において改正を考へていく、そういうことなのかどうか、これはもうはつきりしておるのです。もう長い間、三年半も議論して、答申が出てから三年半もたなさらしになつて、IMF八条国に移行する機会にはつきりさせたい、こう言われた。これは津島委員も言われたように、ほんとうにおそ過ぎるわけだけれども、問題はもうはつきりしておるし、どっちにするのか、その点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) 答申のA案B案のいずれを採択するかということでごさいます。何しろ答申に三年もかかりまして一本化がでなかつたというところであります。同時に、答申を受けましてから三年間じつと検討してきまして、結論が出なかつた問題でありますので、この問題は私もそうしたい問題じゃないと思ひます。こんなことでもって日銀と大蔵省が張り合つたところで、そういうセクト主義自体がいかにぬのだという考へ方を私は持っております。私は、こういうものは第三者がより高い立場で、中央銀行と政府所管大臣との権限はどうあるべきかといふことを、他の法律と平仄を合わせて考へれば、結論はおのずから出る問題だと考へております。

しかし、まあ私の真意を問われれば、ますます難航すると思ひので、現在の段階ではそういうことを申し上げません。こういう問題に対してはひとつ日銀の意見も聞きまして、また皆さん方のこういう御発言等も十分参照しながら、適当な結論を得たい、こう思つておるわけでありまして。

○木村福八郎君 適当な結論といひましても、はつきりしておるんですよ。私の立場は、日銀の中立性を、やはり今後八条国の移行にあたりましては日銀の中立性を強化しなければいかぬという私は立場です。大蔵大臣はそういう方向で結論を出されるのか。これはもうこんなことは争うのはおかしいじゃないかと言われているのです。私もおかしいじゃないかと思ひます。なぜ大蔵省がそんなにこだわるのか。

○國務大臣(田中角榮君) 日本銀行といふものは、中央銀行でありますから、中立性を確保しなければならぬ。これは申すまでもないのです。議論の余地のないところであります。

が、しかし、金融を含めた経済政策全般につきまして最終的な責任は政府にあると、こういうふうな考へておるのでありますから、絶対的な日銀の中立性を求めることは私はむしろかたがた思ひます。でありますから、歳入問題や予算等も全部所管事項としておる大蔵大臣が金融の所管大臣でもあるのでありますから、やっぱり広い立場に立つて金融だけの問題でなく、あらゆる問題に立つて政府は国会に対して連帯して責任を負つているのであ

りますから、全く大蔵大臣との関係なしの日銀の中立性などというものは私は存在しないと考えております、でありますから、私は戦前のような金融統制論者ではありません。そういう意味から考えて、いろいろのことを言われ、これは十分わかりますけれども、日銀総裁が国会のこの席に来れば、参考人と同じ立場で御発言するのであります。政府は、憲法の規定において、この席において連帯して責任をとるのであります。こういう問題を考えるときに、私は、こういう問題に対しては世界で一体どうしているか、先進国はどうしているか、日本の戦前はどうかあったか、将来の金融に対してどうかあるべきかという問題に対しては、おのずから世の識者は結論を出す、こういうふうに考えておりました、いま私がA案を採用したいなどと言うことは独断に過ぎないことでありまして、この問題は非常に重要な問題でありますので、いまの木村さんの御意向等も十分参照しながらしるべき結論を出したい。

○木村義八郎君 たいだい大蔵大臣は、これはたいしたことはないと言いながら、非常に重要な問題だと言われる。どっちがほんとうの御答弁なのかわからないのですけれども、私は、政府は、また政党内閣性ですから、自民党なり、政府なり、大蔵省なり、大蔵大臣なりが非常に聰明ならば——聰明といつて、われわれが見て、予算編成等につきまして、たとえば開放経済体制に入っていくにつきましては、予算の内容を含めて健全財政——ただ均衡財政が私は健全財政じゃないと思うのです。それから、膨張しても内容がよければ私は必ずしも反対ではないの

ですけれども、しかし、地主報償の問題とか金融調整とか、いろいろまた庄力団体によって財政が膨張していく。で、金融と財政一体といえますけれども、やはり非常に聰明であればいいのですけれども、聰明でない場合、そうして金融に圧力がかけたりなんかすると、やはり問題なんです。ですから、金融政策については、それは財政・金融一体として考えなければなりません、総合的には。しかし、金融政策、特に具体的には公定歩合の操作の問題ですね、そういうことについては、やはり日銀の自主性というものをこれは私は確保すべきだと思うのです。じゃ具体的に公定歩合についてはどうなんですか。

○国務大臣(田中角榮君) この間も予算委員会でご定歩合等に対しては発言をいたしました。と、こういうことを申し上げたわけでありまして、御承知のとおりでございます。私は公定歩合というよりも、日銀のやる各種の政策、施策であります、公定歩合はもちろん含めてでございますが、こういう問題に対しては日銀の自主性、中立性というものは、私ども非常に尊重しなければいかぬということで、政府関係機関でもって用があるときに、大蔵省へでも総理大臣室へでも来てもらうのが普通であります。日銀総裁は大蔵大臣室へさえも来てもらわないようにしようというくらいに配慮したのであります。もちろん、私が日銀へ行くこともありませんし、大蔵大臣に御就任になったらひとつ日銀を見に来てくださいと、こういうことを言われたのであります。日銀の中立性をいやすくもいさかもおかしはならぬとい

いうことを考えたのであります。私(笑)笑う事ではありません。やはりそういうふうな相当姿勢を正しておるのであります。しかし、そういうお互いの中立性というものに対しては非常に尊重をいたしておりますけれども、やはり金融政策という大きな問題に対しては、これは当然国会に対しては政府が責任を負うのでありますから、日銀と大蔵省の間にいろいろな意思の疎通をはかりまして、十分この間には政策上の食い違いは、現在のところは絶対ない、将来もないというふうに思います。

ただ、法制上の問題として、私は木村さんの言うことはわからないことではない。日銀の中立性というものは、それは国会に対して責任を負うておる大蔵大臣との間に、法律上どうあつても、十分連絡はとれるじゃないか、少なくとも法制の上においても中立性は維持すべきだ、こういう議論も十分理解できます。同時に、個々のケースに対して所管大臣が指示をすることは、これはもう中立性をおかすことであつて、誠に真まなければいかぬけれども、検査庁法といえども最終的責任においては十四条の発動権を認めざるを得ないというのが政府と検査行政との間のやはり制度上の問題であります。でありますから、日銀の中立性、検査の中立性、こういう問題は十分ありますけれども、私はやはりその中において法制上どうあるべきかという問題は、もつ他の法律、この種の法律でもって具体的な例示はたくさん出ておるのでありますから、私はこれらの問題を十分比較検討すれば、大蔵大臣と日銀総裁との権限の調整に対して法制上む

ずかしいということには私はないというふうに考えております。あなたの言うことは十分理解をし、あなたと同じような立場に立ちながらも、やはり国務大臣として国会に対する責任の地位に立つておる立場で御答弁を申し上げる。とすれば、以上のように申し上げる以外にないのであります。

○木村義八郎君 私は現在の問題として公定歩合についてどうかと云つておるのじゃないのですが、もちろん大蔵大臣言われるように、政府には緊急事態に処するため命令権があるのであります。きょうの朝日新聞の論説でも論じていますように、そういうものはあります。あるけれども、やはり公定歩合の操作等は日銀の自主性にまかせるべきだ。その点を伺ったわけなんです。

それと、もう一つは、政策委員会のあり方です。これにはやはりよくは問題があると思うのです。もっと中小業者の意見が反映するとか、あるいはわれわれとしては労働界の意見を反映するとか、ことに管理通貨制度になつてきますから、これが安易に流れると非常に政治的な金融政策が行なわれる危険性は十分あるわけですよ。それとまた、株価に対する影響なんかも、やはりこれは非常に厳正にしないと、大蔵大臣はそんなことはないでしようけれども、今度は金利を上げると命令する前に、そうすると株が下がるから、おれが株を売っておけば有利である。そんなことはあり得ないことでありますけれどもね。しかし、やはり日銀の中立性というものを確保しておかないと、そういう弊害が起こりやすい。

私は日銀にも責任があると思うので、いままでの日銀にも、さっき大蔵大臣は日銀と政府の意見はあまり食い違つていないと言つけれども、日銀は政府の言いなりになっているから、食い違つていない、そうだと思うのです。これ、自主性がなないので。ですから、自主性をもっと強化せよ。今度は日銀法改正にあつて中立性を強化せよという議論が出てくる。日銀はもう政府に従属している。事実そうなんです、ずっといまままで。山際総裁も非常にバックボーンがあるようで、ないんです。あるようでないんです。よ、実際は。えらく非常に折目正しいことを言うことがあるかと思うと、じゃ、実際にそれを実行に移すかという、やはり政府の言いなりになつてしまふ。こういう点があるので、そこで質問したわけなんです。

政策委員会の問題、それから公定歩合の操作の問題。

○国務大臣(田中角榮君) 公定歩合の操作は、御承知のとおり、日銀の政策委員会が決定をしまして、大蔵大臣に報告をするというところでございます。でありますから、大蔵大臣として、政策委員会が決定されたものに対して異議を申し立てたり差しとめたりしたことはございせん。しかも、事前に政策委員会から大蔵大臣の意向を聞いてやるというような事例も一件もないわけでありまして、公定歩合に関する限り、中央銀行の中立性のもとで行なわれておるといふことは御承知のとおりでございます。

政策委員会につきましては、これもなかなかめんどろな問題でありまして、国鉄の経営委員会、電電の経営委員会——経営委員会というのは政策決定だけして、どうも……。それも総裁、

副総裁という執行者が経営委員会に入っている、どうも構成上おかしいという議論は戦後直ちからあるわけでありましたけれども、日銀の政策委員会は私はあまりよく聞いておると思うのです。ただ、金融制度調査会からの答申によりまして、日銀の理事というものを廃止をしまして、執行機関であるところの理事と意思決定機関であるところの政策委員会を一つにしまして、日銀の最高意思決定機関にしたいというの、こういうのが答申であります。

これにはなかなか議論のあるところでありました。これには国鉄の問題、電電の問題、その他の経営委員会と各理事と執行機関との間をどうするかといった、法律のたびに国会でも議論をされている問題でございますが、一応日銀に対してはこのような答申が出ておりますので、やはり答申の線に沿って検討を進めるといことが正しいというふうに考えております。

○木村禮八郎君 公定歩合の操作については日銀の自主性を認めていくのだと、こういう御答申があったのですね、先ほどは。

○国務大臣(田中角榮君) 関与しておりません。

○木村禮八郎君 今度の改正についてです。

○国務大臣(田中角榮君) これは私はまだ逐条全部頭に入っておりませんからですが、公定歩合に関しては、先ほど申し上げたとおり、現行でも大蔵大臣の権限がないのでございますから、これはもう現行どおりおやりになればけっこう、よろしい。ただ、この答申の中に入っておりますのは、他の日銀が行ないます準備率の引き上げとかそ

うい問題、大蔵大臣の認可事項になっております。こういうものも中央銀行総裁としてやれるようにしたほうがよい日銀の中立性を確保するゆえんである、このような答申でございます。

○木村禮八郎君 その点も含めて、どういう御意見であるか。

○国務大臣(田中角榮君) 答申尊重という意味で、まあまあという考えであります。

○木村禮八郎君 その点が対立しているでしよう。答申——A案を尊重するのか、B案を尊重するのか。

○国務大臣(田中角榮君) この点の問題については対立はありません。

○木村禮八郎君 ありません……。

○国務大臣(田中角榮君) 申し上げておきます。

○木村禮八郎君 日銀の、いまの、公定歩合以外の、いまおっしゃったことも含めてやはり日本銀行総裁の権限にする、こういうことですね。

○国務大臣(田中角榮君) 答申を尊重したしたいと思います。

○木村禮八郎君 ああ、そうですか。

○津島壽一君 関連質問。ちょっといまの日銀の問題、私触れしたくなかったのですが、大蔵大臣からだいたい具体的な御答申があったようですが、これは質問じゃないのですが、希望です。それは、いよいよ日銀法の改正に踏み切ろうと、そうしてこれから検討しよう、こういうことに了承したので、

これは非常にいいのですが、なるべく早いほうがいいのですが、ただ、個々のいろんな問題については、これはこうするがいいとか何とかということではないけれども、全体の問題の

つかみ方ですね、これは調査会の案に触れて言うのじゃないけれども、全体の問題のつかみ方はどこをねらうかというところで私の希望的な意見を述べたのですが、大体IMFの非常に有力なメンバーになるわけですね、もうこれから。それからOECDも、これは本格的なメンバーになる。それからECSとは密接な関係を持つていこうという方針ですけれども、それからBIS、国際決済銀行等もオブザーバーを出していく。向こうは何かメンバーにしたいぐらゐの気持ちでおるの、初めてここに日本は、こういった金融的な機構においてまあ本格的な役割りを占めていけるような地位になったわけですね。

そこで、私がさっき言ったのは、そういう場合は、古い着物は着かえていったほうがいいんだと、いままでの、戦時総動員法のもとにつくられた日銀法、それだから、そんなものはこのうしろとこに入らる前に決定すべきだった。これは残念だったと私は思っているのですが、それはしかたがないとして、これから日本は諸外国とつき合っていく、これは中央銀行がおもな役割りになるのですね、中央銀行が。各国もそうでしょう。BISのごときはほとんどそうであるし、IMFにおいてもほとんどもそうである。それから、これらの国の、諸外国で主要なメンバーは、大体BISと同じように、まあ米国のを除いて、米国の各機関において主要なメンバーであると思うのですが、BISは入っていないかも知れませんが、そこでは日本はこれからこれらの人々とき合つて相互に理解をして、そうしてこれらの考えといったものがうまく

く反映して、仲間になるのですからね、おつき合をするのですから、親類づき合いというのか、友だちつき合い。それでありますから、日銀法というものはこの観点から考えなければならぬ。日本の政治も経済も、日本のいろんなことも考慮するのは悪くありません。

しかし、考え方は、たとえば米国の連邦政府でしよう。英国、フランス、ベルギーは加えていでしょう。ドイツです、ドイツの法律のごときは、非常に参考になるのです。日本と同じ立場です、敗戦後早くブンドス・バンクをつくったのですから。それからイタリア、これらの先進国、といったのは悪いですが、仲間の規定は、私はいまの中立性とか独立性の問題については、この管理通貨時代において、微妙な点においてうまく規定して、そうして中央銀行というものは何とか尊重されるという、国会における責任はだれだれというようなことはだれも考えておりませんよ、この場合。そういう意味におきまして、私はとるべき一つの何というか、法制なり、慣行なり、そういうものはもう熟成しているわけですね。

でありますから、この問題を御検討になるにあたっては、これら諸国、最も日本と密接な関係にある諸国のやっていることも十分参考に入れ、そうして中立性の問題とか自主性の問題というものは、彼らは長年の間の、英蘭銀行のごときはその一つでしようが、慣行として、そうして海外から見て、政府と日銀というものがうまく一体となつてやっていると、ここに、国際的信用というものが確かされてきて、結局国の経済というものは

発展するわけでございますから、そういった点において十分御検討を加えて、私が注意して、あえてやることだらうという点を、ひとつもう一つの考慮の中に入れていただきたいということとを、私は積極的な意見はまた機会があるでしょうけれども、そういう意味のことをひとつ御留意願いたい、こういうわけでございます。

○木村禮八郎君 この結論は、じんぜんといままでのように三年半もたなさうになつておつたのですが、そういうようなことではなくて、かなり早目に結論を出せると、そういうことであるのかどうか。

それから、もう一つは、きのうの山際総裁の記者会見で、山際総裁がいまの日銀法の改正を金融制度調査会で早く検討することが望ましいという、そういう再調査ですかを委嘱したほうが望ましいと述べておられますが、大蔵大臣はどういうお考えですか。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほどから申されておりますように、八条国移行の前にかかるとは改正すべきだったと、こういうお説は私もそのとおりに考えたのです。私も、日銀法とか、手形法とか、小切手法とか、銀行法とか、あらゆるものをひとつでできるだけ検討して、新しい体制に順応すべきだということからそんなことを言ったこともあるのですが、影響するところが非常に大きいので、よほど機が熟さないとなかなか、はつたりを言っているようなことになりまして、しかもその結果非常に影響するところが大きいので、私

はいままで非常に慎重にやっておったわけだ。

ところが、一月七日の日は、これはまああなたも御承知の銀行の昼さん会がありまして、八条国移行の議論ばかりやっておりますが、日銀法改正、金融関係法整備ということは一言も出ない。つい私はやむを得ず、日銀法の改正を含めて金融関係法の整備を、あなた方実際にやりなされておられる人が、政府が一方的にやるとされるものもでさなくならず、御意見があったら十分言ってもらいたい。そういう姿勢をとらないと、実際に八条国移行の国民的体制はとれませんぞ、こういうことをいかに言わざるを得なかったわけでありまして。

それからまた、一、二カ月黙っておったわけでありまして、ちょうどこの間お話がありましたので、期せずしてこのような結果になった。こういう時期になりましたから、私はじんぜん日をむなしうしておるものじゃない、そういう意味から言いますと、日銀総裁きよう新聞で何か言われておるようございまして、三年間かかって答申を受け、三年間たなざらしにして、これからまた六年間おかけするつもりはございませぬ。そういう意味では、この機会に明らかにいたしておきませんが、金融制度調査会に再諮問する意思はございませぬ。できるだけ早い機会に成案を得る。これはもう答申の大体はほとんど私たちもこれは賛成いたしておるのでありますから、ただ一点ぐらいのことでありまして、こういう問題や、また津島先生が言われたような新しい視野に立ってまたやらなければならぬ問題等は、日銀でも検討いたしており

ますし、われわれのところでも各国の例等も検討いたしておりますので、やはり日銀と大蔵省でもってまず早急にお互いに懇親な状態で話を詰めてまいりたい。私はあえて成案を得るのに時日を、そう長い時日をかける必要はない、こう思います。ただ、こういう機会でありまして、私がいま言ったような手形法とか、小切手法とか、いろいろな問題がありますから、これは法務省として御検討願う問題もありません、そういう問題もあわせながら日銀といろいろ話をすれば私はできる、相当短い間に詰まるだろう、こういうふうに考えております。

○木村禮八郎君 今国会に成案を得て提案するということは、これはまだ考えておりません。

○国務大臣(田中角榮君) それは今日の段階で申し上げられない。もし今国会に出したいと思ふ、こういうことをもし言おうものなら、大蔵省の原案を一方的に押しつけられるような、思わざる影響等を想定いたしますと、遺憾ながら申し上げられませんが、しかし、可及的すみやかに成案を得たいという考えであります。

○木村禮八郎君 当面の問題について伺いたいのですが、先ほど津島委員の質問に對して三十九年度の貿易収支ですと、六十二億ドルでとんとん、輸出入六十二億ドルでとんとん、そしてその前提に鉄工業生産は九%に上っているのです。最近の鉄工業生産は前年に比べてどれぐらいの伸び率になっておりますか。

○国務大臣(田中角榮君) どうも少し申しわけないぐらいに高いのであります。

す。前年同期に比して二・五%というところだ。

○木村禮八郎君 それから、今後の見通しはどうなんですか。それがどのぐらいに続きそうなんですか。

○国務大臣(田中角榮君) 二月も若干高いようでありまして、三月先行きも、いまのところ急激に引き締まるというふうな状態ではないようでありまして、ちょっと申し上げますと、十二月に對前月比一・四%の低下、一月は三・二%のプラス、二月は見通しといたしまして、二・五%ぐらいプラスというふうな見通しでございます。

○木村禮八郎君 そうしますと、三十九年度で平均九%の鉄工業生産の前年対比伸び率に持つていくには、これはよほどのダウンをさせなきゃやらないんじゃないですか。

○国務大臣(田中角榮君) 三十九年度間を通じると、三十八年よりも少し純計でダウンしていくという数字が出ます。

○木村禮八郎君 少しどころじゃないんじゃないですか、いまのペースで参りますと、いまのペースでいいますと、上期はそんなに急速にダウンできないとしてしましても、今度は下期でものすごいダウンさせなければ九%になりませんよ、いまの鉄工業生産の水準では。

○国務大臣(田中角榮君) 三十八年度を通じて政府の見通しは一三・六%でございまして、二月、三月が上る、だるうという考え方がありませんと、大体一四%ぐらいになるわけでありまして、でありますから、三十九年一ぱいを通じますと、九%といえは横ばいより

りもちょっと下がるということになるわけでございます。

○木村禮八郎君 いまのあれですと、一四%ですか、三十八年度平均。

○国務大臣(田中角榮君) 対前年。

○木村禮八郎君 そうしますと、四半期別のあるものでしょう、大体の見通し。

○国務大臣(田中角榮君) あります。

○木村禮八郎君 四半期別はどういうふうに見ていきますか、大体推定。

○国務大臣(田中角榮君) 四半期別はないそうです、毎月別はあります。

○木村禮八郎君 しかし、四半期別は、これは大蔵大臣直接の担当でありませんから、あれですけれども、大体推定がなければおかしいと思うんです。試算がなかなかなければ、年度平均といつたて。

○政府委員(高橋俊英君) いまお尋ねの趣旨は、大体第一四半期から第四四半期にかけて非常に高くなつてきているんじゃないか。つまり前年同期比の開きがだんだんに大きくなつてきているんじゃないかというお尋ねだと思ひます。これはまことにそのとおりでございまして、第一四半期の場合には数%程度でございまして、第三四半期になりまして一八%強ぐらいになりました。それから第四四半期になりますと、いままで一月と二月は推定しか出ておりませんが、おそろしく二、二%ぐらゐは前年同期より高いという数字になるんじゃないか。したがって、いま先生のおっしゃりたいのは、そういう高い水準からスタートして年度平均で九%内におさまるのにはどういうカーブを描くのか。ですから、これは実は見通し作成のときにおきまして

は、一三・六という数字は、第四四半期には少し伸びが鈍化するという前提ではじかれております。つまり三月対三月をとれば、それは、二〇%以上は開いていないという考え方だったわけなんです。それが実は実績がそういきそ

うもないということになりますので、最初は、あの見積もりを立てたときには、三月と三月を比べた場合には大体五%ぐらいアップしてもいいという数字だったわけなんです、三十九年度において、四十年三月は三十九年三月に對して大体五%ぐらゐは上回っておるといふ姿が想定された。ところが、今度このし第四四半期が高くなりましたので、もし九%に無理やりおさめようとするならば、ダウンカーブを描くということになる。

○木村禮八郎君 それをお聞きしたんです。そこが問題です。そこで、大臣じゃなくいいんです。三十九年度の四半期別の推定です、九%というの。これがなければ、いきなり九%を持つていくわけじゃないで、徐々に徐々にそんなダウンでできませんから、徐々にやっつけていくんですよ。そうすると、下期へいってよほどダウンさせないと九%にならぬというところなんです。そんなこと、一体できるかというんです。もしそれができないとすれば、輸入の六十二億ドルというのはこれは非常に狂つてくるんです。たださっき抽象的に、六十二億ドルでとんとんと言いますけれども、もうすでにその前提が狂つちゃっているんです。ことし、三十八年度の前提が狂つちゃっているんですよ。ベースが狂つてしまつておる。こんなに高いベースでないところで計算したんですから

ね。ベースが非常に高くなつてしまつておる。その高くなつたベースで計算していけば、これはよほどひどくダウンをさせなければ九〇%の鉱工業生産の成長率にならぬです。そういうことが一体できるかどうか。そうなる、実際問題として私はできないと思うのです。それをやったら大混乱でしよう。大混乱ですよ。できないとなれば、どうしたって輸入がふえる。そうすれば、国際収支一億五千万ドルの総合収支の赤字というわけにいかないと思うんです。そこが一番問題だと思つてます。

○政府委員(高橋俊英君) 私が答えるのが適当かどうかわかりませんが、こういうふうに思います。当初の見通しで、生産の上昇割合は漸次鈍化したしまして、まあ最後には横ばい程度になるわけですね。しばらくの間横ばいに近い状態になる、そういうことが想定されました。それが六十二億ドルの輸入の算出の根拠になつておると思つてます。今度の場合、まあそういうふうによつていくと、若干でも最初の上昇を認めるようなことになりまして、年率九%にはとうていおさまりません。つまり年間を全体平均しますと、横ばい以下でなければならぬということになります、九%にするためには。しかしながら、ここに問題があるわけでございます。輸入の増勢というものと生産の上昇というものの間に、ちよつと表面上あらわれないものがございます。生産の鈍化が非常に極端であります。横ばいに近くなつた場合は、輸入は予想外に減るという実績がございます。なぜかと申しますと、在庫は、在庫統計から見れば、現在それほど在庫はあるわけ

ではない。しかし、生産が二〇%以上の割合で上昇を続けております場合には、生産過程に投入される仕掛かりの増加、これがばかにならないわけですね。何億であるかどうか正確にはいへませんが、かなり大きな量になる。ですから、二〇%以上の上昇率のときに輸入された量、あるいは消費された量に對しまして、横ばいに近い状態になつたときには非常にそれは節約されるということがありますので、かりに結果において私は九%が一〇%、あるいはそれより若干高いような年度比較になりまして、持つていき方によつては六十二億ドル程度に輸入を抑えることは決して不可能じゃない。しかしながら、当初からも予想されておりますが、当初の予想以上に生産のカーブを鈍化しなければならぬということになりますので、引き締めの程度といひますか、それは相当強いものにならざるを得ないのじゃないか、そういう予想をもつて申し上げてゐるのでございます。

○政府委員(淺田智君) ただいまの説明、ちよつと補足させていただきますが、三十九年度中にむしろ下がらなければならぬことになる、こういう説明を銀行局長から申し上げましたが、それはどうでございますか……

○木村福八郎君 いいかげんな答弁じゃ困りますよ。

○政府委員(淺田智君) 三十八年度の年度平均で一四七・一という数字を予想しておりました。ところが、一月現在におきまして、一月の数字は一五五・七というところまで上がりましたために、したがって、それと三十九年度の年度平均、今度の経済見通しで見

ております年度平均、これが一六〇・三でございます。これがいわゆる九%の上昇という数字でございます。したがうして、その一六〇・三と一月の一五五・七のこの比較を見ますと、三%程度まだ上昇の余地があるといふことになりますので、後半期に落ち込むというのはいや極端なことでありまして、いずれにしても横ばいのような状態、非常に上昇のカーブが鈍化しなければ九%というところにおさまらない、こういうことになるわけでございます。

○木村福八郎君 それは一月でしよう。

○政府委員(淺田智君) はい。

○木村福八郎君 ところが、お話を二月も三月ももつと上昇するという傾向にあるわけですよ。そこが問題ですよ。一月でさえそうでしょう。きのう日本銀行と大蔵省の定例懇談会があった。新聞の伝えるところによると、そこで沢田君、これは日本銀行の営業局長ですね、営業局長さんの報告によると、鉱工業生産は相変わらず堅調をたどつてゐる。これは大企業を中心に増産によつて製造原価を下げ、販売競争に勝とうとの傾向が強いからである。つまり損益分岐点が非常に高くなつておりますからね。これは落とすわけにいかないのですよ、操業度を。そういう非常な矛盾があるわけですよ。それで非常に高くなつておる。一月でさえいまのお話でしょう。二月、三月もまだダウンしませんが、そうすると、一応これを横ばいと、こうします。横ばいにしてしまつても、今度は九%にするためには下期でどんと、うんと下降させなければ九%にならないというわけ

のですよ。あるいはまたどかんとやらないとしても、下降的なカーブを引いていくにしても、予想された以上にデフレ政策をとつていかなければ六十二億ドルの輸入に押えることはできないのです。そこに非常に狂いが生じてきているのです。それを言つておる。特に四月六月ですね、四月六月は国際収支——輸入ユーザンスの決済期にもなるし、そういう重要な時期にもなっているわけですから、非常に狂つてくるのです。その点が、先ほど津島委員に對して大蔵大臣は、われわれに配付されてゐる三十九年度予算編成の前提としての国民総生産と総支出の表ですね、あれをただ報告されただけで、それから事情がうんと変わつてきてしまつてゐる。いまお話ししたように狂つてしまつてゐるのです。ですから、これは改定しなければだめですよ。修正をしなければ、これは実際のわれわれ分析の判断になりませんよ。そこらのところをばくは修正される必要があると思つてます。九%にとてい

きませんよ。九%にいくとしたら、ものすごいデフレ政策ですよ。これは中小企業は倒産するし、これはたいへんなことになります。だから、どうしたつて九%よりもっと上にいかなるを得ない。その辺を明らかにしていただきたい。

○政府委員(高橋俊英君) どうも重ねて申し上げて恐縮でございますが、従来の景気調整の結果を実績に引き比べてみますと、大体において、輸出は輸入が概して考へたよりも落ちる結果がしばしば出ておるわけです。今回の場合、最終需要が強いという事情は認

められますけれども、これからの金融の引き締めの方、もちろん非常に急激というわけではありません。ですから、四月、五月になつて直ちに生産が横ばいになるという保障はございせんけれども、しかし、まあ漸次何カ月か経過後には必ず横ばい程度に生産が落ちてくるようにしなければならぬ。このことは、従来の九%の見込みのときでも、大体それに近い状態を予想しておつたわけでございます。で、今回少しの食い違ひが生ずるわけでございますが、結果においておっしゃるごとく九%の、あるいは一〇%を少しこえるというふうな年度平均にもなるかもしれないが、しかし、私もかねてからこの積算をする場合の問題といたしまして、仕掛かり品というものの節約減少というものをあまり重視しておらぬ、そういう点からいって、かなりふえるような、輸入が若干ふえるような見通しに立つておりますが、その範囲ならば十分に押え得るのじゃないか。つまり輸入の見通しという点から申せば、大体あの程度におさまるはずである。従来は、大体引き締めをやりますと、翌年は年度間として輸入が相当額減つております。減つてゐるというのが普通の引き締めの調整の結果でございます。それが引き締めに

もかわらず若干増加するといふふうな輸出入の見込みをされております。六十二億ドルは、今度の実績を若干上回る見込みでございますから、さうだといひますれば、輸入に對する影響としては、生産の見込みにおいて若干の狂ひが生じて、結果においてさう変わりはないのじゃないか、重大

なそこを来たすことはいらないだろうといふふうに考へております。

○木村福八郎君 時間が少なくなりましてから、あと簡単に。あとは議論になりますから、あとになってみればわかるのですから。

資料を出していただきたいのです。二つ、一つは最終需要の乗数効果、これは経済企画庁で産業関連表による試算をやっておる、財政支出の経済効果という調査があるのです。これは昭和三十三年、非常に古いですが、最近において調査したものがありまして、出してもらいたいのです。これによると、最終需要の乗数効果については、資本形成の場合は非常に大きいのです。ですから、今度は三十九年度の公共事業費は非常に前年度に比べてふえております。こういう乗数効果は非常に大きいと思うのです。それと、そういう場合の輸入依存度、個人消費の場合の輸入依存度と、それから資本形成の場合の輸入依存度、この調査がありましたら、それが大きくなると、やはりいまの鉱工業生産が二〇%になったら、あとダウンしていくのだという、いままでの過去の傾向、そうなっているんだから心配ないというお話ですが、ほかの要素も考えなければなりません。これはあとでわかることですから、その二つをできたら出してもらいたい。これはほかが要求しても出てこない資料があるのですよ。催促しなければ出してこないようではいけませんよ。要求を出して出ない資料がある。要求しなければ、黙って、国会済んじやえ忘れちゃうというのじゃ困る。

それから、もう一点だけ、渡邊為替

局長がおりますから、最後に、これは再質問いたしません。この間のパリの蔵相会議に行かれました、流動性の問題について協議された。そこで話し合されたこと、それから流動性の問題についてどういう方向に結論づけられようとしているかですね、その点御説明いただきたいと思ひます。これで終わります。

○政府委員(渡邊誠君) 国際流動性の問題の研究は、昨年九月及び十月の初旬のIMFの総会の際に、各国蔵相及び中央銀行総裁が集まりまして、今後東京総会までに国際流動性の問題を研究しようじゃないか、についてはその代理を任命してその代理に詳細に検討させよう、その場合においてはIMFも別個に流動性の問題を検討するが、しかしながら、IMFと蔵相の代理会議とは協力してやろう、そのほかOECD及びBISの協力も願うということになりました。十一月、十二月、一月及び二月の四回パリの会合いたしました、この問題を検討したのでござい

ます。その検討の主要点は、現在のIMFの金の価格、これも変えない。その基礎の上に立ちまして、今後のアメリカの国際収支が均衡した場合に、従来国際流動性の主たる供給源でございしたアメリカの国際収支赤字がなくなることでございまして、その供給源がなくなるわけでございますから、今後世界経済が伸びていくに際しまして必要な流動性の総需要がどうであるか、あるいはそれをいかなる方法によつて支弁していくかという問題につきまして、あらゆる角度から検討したのでござい

す。しかしながら、その内容につきましては、これは十カ国の蔵相及び中央銀行総裁から命ぜられまして各代理が検討しておるのでございまして、六月の半ばごろ代理会議の結論を蔵相会議に報告いたしまして、そこで発表その他については蔵相会議が決定するといふ段取りになっておりますので、現にその発表を禁ぜられておるような状況でございまして、中間段階におきましては、はなはだ申しわけないことでございまして、内容につきましては御報告申し上げる自由を持っておりません。

○木村福八郎君 もう質問終わつたんですけれども、しかし、傾向は大體言えるんじゃないんですか。たとえばトリッピン案とかいろいろ出ていたでしょう。ああいう方向と大きく分けてそうでない方向とあるでしょう。そういう方向くらいは言えるでしょう。

○政府委員(渡邊誠君) トリッピンとかバーンシュタインとか、各種の学者、実務家の案もございまして、それらの案につきましても検討をいたしております。しかしながら、基調としては、現実には即して最も妥当な方法を発見しようという考え方に立っております。

○鈴木市蔵君 せっかく大臣がおられるんで、この法律案の具体的な問題については大臣がいなくても政府委員でやりますから、せっかくの機会ですから、ひとつ根本的な問題に対する意見をこの際承つて、明らかにしていきたいと思ふんです。

開放経済体制への移行は、発達した日本経済のもとでは必然的な道だといふふうにお考えになつておられるよう

に考えるわけですね。開放経済体制に移行するというのは、政策的な面としてものなのか、どうしてもこの道は通らなければならぬ必然的なものとしてお考えになつておられるのか、その点ひとつ。

○国務大臣(田中角榮君) 政策的なものというよりも必然的だ、こういうふうにお考えになっておられます。

○鈴木市蔵君 そこで、この開放経済体制に移行していくのが必然的であるということなのですけれども、根本的——基本的と言つてもいいのですよ、基本的には、この道を歩むのに重大な基本的な条件が具備してない。その基本的な条件は、私どもの考え方では四つあると思つております。

まず第一に言わなければならぬのは、日本経済が、また日本経済を基盤とするところの日本の政治、軍事上の立場が、真の意味での自主性を持っていないというところは、この開放経済体制下に入ります上においては、一番基本的なつまり弱点というか、根本的な欠陥といわなければならぬものだと思ふのでありますが、これに対してはどういふふうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 開放経済に向かうことが必要であるということについては、また御質問があればお答えいたします。

政治的、軍事的に自主性がない、こういうことを言われますが、私どもはそう考へておらないのです。全く自主性そのものである、こういうふうにお

えております。

○鈴木市蔵君 これは何も私どもが常にアメリカに從属しているということをお

を言っているからという意味ではなくて、ほんとうにひとつ考へてみる必要があるんじゃないかと思う。たとえば日中国交回復の問題、たとえばフランスが中国を承認したという時点においては、何か池田内閣も前向きな姿勢を持っていたかのような考え方を国民に与えなければならぬ、ところが、時がたつて後退した。今日ではむしろ振り出しに戻つた。しいていうならば、日中国交の回復は、安保条約の体制下のもとではこれはできないじゃないか。日華条約の破棄という問題も、安保体制下ではできないじゃないか。もし台湾の地位に重大な変化を伴うようなことは、安保条約締結国であり、また相手国である日本の立場で行なうということになれば、安保条約そのものに対する重大な違反行為であるといふように、政府の考え方が次第に固まつてきたといふふうにあの中国問題に対する統一見解からも察せられるわけですね。これらの事実、一時前向きな姿勢で進もうとしたにもかかわらず、この新聞にあるところのアメリカに対するところの從属という問題が、日本の政治的、経済的な問題において自主性を拘束している生きた事実じゃないか。こういう点から見ると、この問題は、いまあなたのおっしゃつたように、全く自主性を持っていないといふふうに言い切れない面がある。これをそのままにしておいて開放経済体制に飛び込んでいくことは、これは根本的な欠陥であると私たちは考へるが、これをひとつ明確にしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 日本は世界自由主義、民主主義国家群に位置して

いるわけでありまして、コム、チンコム等の制限に制約を受けることは当然でございます。しかし、こういうことは、日米安全保障条約を締結していることからくるものではなく、自由主義、民主主義に組み入れているような国々はみなコム、チンコムの制約を受けているわけでありまして、それが日本の自主性をそこなっているというふうに考えるのは少し飛躍があると思います。

それから、政府の中共貿易に対する姿勢の問題を言われましたが、これは総理大臣の施政方針演説でも申し述べているとおり、前進する態度という点とありまして、いまの時点で、きょうはよくきょうは後退するというようなことを考えるよりも、長い歴史の中で考えていかなければならぬ、やはり世界の動きに相応しなうらやまなくとも前進体制をとっているという事実、これはだれにでも認めていただけたらと思う。ただ、日中の問題について、いま国交は回復していませんから、政府は国交が回復していない現状において政経分離の方針をもう中外に宣明しておるわけでありまして、この方針によって民間貿易はやりまして、こういふことになっておるのでありますから、これに対してどうも政府がうしろ向きになったとか、後退したとかという考えはございません。また、積極的というけれども、これは相手の状態もございまして、これは民間のコミーショナル・ベースによる貿易が前進しつつあるわけでございますので、どうもこの問題と私は開放経済との問題が混淆されて論議されるのは何かおか

しいような気がいたします。また、裏返しにいえば、中共貿易の問題が前向きに解決をしない以上は開放経済へ移行するのはおかしいと、こういう議論にもなるようでございますが、その間どうですか、私ちょっとわかりません。

○鈴木市蔵君 それでは、大臣聞きまされども、たとえばOECDの加盟国ね、OECDの条約は一九六一年のたしか十月十四日だったと思います。あれに参加している国々を見てごらんない。ほとんど大部分はいわゆるNATO加盟国であります。だから、NATOの、つまりNATOの政治的、軍事的な、つまり条約のその経済的な基礎を強化するためのOECDの条約であることは、これは明らかであると思ふのです。だから、そういう点から見ましても、決してこの経済が、政治や軍事の体制と別に経済が動いていくということは、これは考えられないのですから、当然この開放経済体制といわれていられるものは、日本の政治的、軍事的な諸面との相関関係の中で進んでいくということは、これはもう理の当然だと思ふのです。

そこで、つまり私の質問していることをイデオロギー的に曲解をしないでひとつとつとももらいたい。それは日本の経済がつまり今日自主性を真に回復している、自主性のもので動いておると言い切れない面は、政治、軍事的な面におけるところの自主性の拘束を反映している。この形の中で開放経済に突入するということは、アメリカの衛星国的な役割をして、その開放経済体制の中で、世界のそういう資本主義国の中で、イギリス的な、フランス的な弾力性をとり得ないのではな

いか。ここに私は開放経済に移行していく場合の基本的な欠陥が必ず出ておると。この点について政府は一体どう考えているのか。

○国務大臣(田中角榮君) 政府も私も、どうもイデオロギーと開放経済とを結びつけておられないのです。あなた提にしてどうも論議されておるようでありまして、いわゆるOECDの国々とNATO諸国が同一であるということ、これは、NATO諸国でなければOECDに入れないというのじゃない、これは、時あたかもOECDの国々がNATO諸国の国々であるということ、この間の関連性は全然ありません。OECDは御存じのとおり、何が一体前提でできたかといへば、ヨーロッパ共同市場をお互いの力でもってやろうということ、OECDができたのでありまして、これとNATO加盟ということは全然関係がないわけでありまして。

それで、第二の問題としては、日本が自主性がなく、これはまさに占領軍の治下にあったときは確かに自主性がなかった。国会でもって附帯条件をつけるのでも、明治生命まで行つてオーケーをもらつてこなければいけない。今日は、お互いに議論して法律はどんなふうつくれる。これはどこに自主性がないというのを……。私は何か少し幻想にとらわれておられるのじゃないかと、私はそう感じるのです。いわゆるNATO諸国というものとOECDというものが時あたかもちょうど同じメンバーであったと、NATO諸国に属するものがOECDのメンバーとして多いということ等と比べて、

日本政府がいま自主性がなくなっていることは私は考えられない。また、イデオロギーを前提としておられないという点に対しては、日ソ貿易等もやっておるのでありますから、イデオロギーにとらわれておるなどということとは、この例を見てもないということとは感じられると思います。

○鈴木市蔵君 大臣は四時までということですから、時間がありませんので、この問題について一々実例をあげて討論する余裕はありません。ただ、私が言ったのは、NATO加盟国はOECDではなくて、OECDです。OECDの加盟国はほとんどNATO諸国だ。だから、そういうことを申し上げたので、これは大臣の思い違いかもしれない。

そこで、この問題につきまして、私たちは自主性を大きく制約を受けているというところのままでこの開放経済に突入していくというところは、非常な危険をもちますもの、国民に不幸をもたらすものだと思いますが、これは時間関係があつて内容にまで触れて質問を展開している余裕がありませんので、あと次の問題に移りたいと思ふ。

一つの問題は、この法案提出の中にも世界経済の趨勢に即応し云々ということが書いてありますが、今日の世界経済の趨勢を最も特徴的に見た場合、東西貿易の拡大、つまり対社会主義諸国との貿易の拡大ということが今日の世界経済の趨勢としては一特色だと思ふ。で、これはだから坂を登つていくようなものでなくて、国連の今度の貿易経済会議においても主要な問題の一つとして当然取り上げられるで

しょうし、現在においてはこの問題はイギリスやアメリカにおいても大きな問題として取り上げられておりますが、この開放経済体制に移っていくのについての東西貿易拡大に対する政府の積極的な姿勢というものは、一体どういふものに政策的にあらわれているか、これをひとつお答え願ひたいと思ふ。

○国務大臣(田中角榮君) 東西貿易ということがこのごろのことばになっておるようでございますが、これは実際戦後の状態をすなおな気持ちで見ますと、お互いが代金を決済できるという状態である国々同士がまず貿易を始め。第二には、低開発国に対する援助を含めて貿易を拡大していく。それと、第三の問題として東西貿易ということがいわれてきたわけでありまして、これはいままで鎖国政策をとつておつて、政経分離をしない共產主義国とはなかなか貿易したくてもできない状態でありましたが、雪解けといひますか、いづれにいたしましても、政経分離でもよろしいし、まただんだんと貿易というものが拡大しつつあることは、これはOECD諸国とソ連との貿易の問題、また日ソ間の貿易の問題、日中間の問題等を見てもおわかりになるとおりであります。これは時代の趨勢によつてそういうふうになったんだとお互いが道を開いてきたのでありまして、日本がIMF八条国に移行する、いわゆる開放経済に向かうから、新しい角度で共産圏貿易というものに對してどう道を開くかということに對して、姿勢を明らかに別な角度からしなければならぬというふうなことは考へておらぬわけでは、これはさつきも

のじゃないかと。だから、そういう形で、この国連貿易開発会議をひとつつ契機として、より平和共存の立場で大きな共産圏も含めた新しい形のそういうふうな貿易経済会議が必要ではないかと、こういう立場で質問しているわけです。

○国務大臣(田中角榮君) ガットの対日差別待遇の撤廃、これはまあ実際二国間交渉等をいままですてやってきたわけですが、こういうことでは日本の輸出が伸びないということで、これを合理的に解決するためにはどうすればいいか、これは結局、二国間交渉でやっておつてもなかなかちががあか

ない、ガットに加盟をしているということでもって。まあ池田訪欧を契機として、ガット三十五条援用撤回の交渉が非常に円満に進んでおります。これは一年間でもっていままでの十分ぐらいの解決をしつつあるわけでございます。そういう意味で、やっぱり二国間交渉でいろいろなことをやって

おることもさることながら、やはり日本が対日差別待遇を撤廃して輸出を伸ばすにはどうするか、やはり国連のような機構に入るほうがいいということ、ＩＭＦの場において議論もしたり、また今度の国連貿易開発委員会でもって議論をしたり、ガットの場で議論したり、それからＯＥＣＤに加盟を

しようというのはそういう目標であります。そうすれば、お互いにグループになるわけでありますから、そういう中で議論をすることが非常に成果をあげることであって、いままでのずっと二十年の例をこらんになっていただければ、国際会議の正式メンバーになつて、日本が自分の負担を

日本が風土の食料

したよりもより大きな成果があつて、対日差別待遇等がほとんど撤廃されているということは事実をもつて証明できるわけでございます。

あなたが、いわゆるガットの会議なんかよりもっと共産圏を含めたというところは、それはいつかできるでしょう。いつかできるでしょうけれども、いま自由主義諸国家の中でもって差別待遇の撤廃を盛んにやっておるのであつて、これは私は少し言い過ぎかも知れませんが、やはり国連の今後の開発会議というものは、これは相当なことになると思ふのです。なると思ふ。と思ふのは、これは日本のためにいいか悪いが、私は、日本はやはり先進工業国十カ国の中に入つておるといふことから考えても、ここでやられることは、国連のあの審議の状況を見ればわかるかとおり、これは一票はみな同じなのでありますから、われわれには金を出せ、われわれのいままで投資をした金をたな上げしろ、こういう議論のほうが私は非常に活発になると思ふのです。だから、まあこれは将来のために、開発貿易委員会でもって日本も正式メンバーとして議論をすることは確かにいいことではありますから、これはやはりそれよりも大きな、共産圏も含めた大ガットというものは、まああしからし、いま日本がしろといわれどもなかなかできませんし、これはできるならば、できるような諸情勢が整つたときにできるのでありますから、そういうときは、まあ主要国としての日本の国際的地位も相当上がつておりますから、どうぞ日本もお入りくださいというか、日本も設立発起人になるか、私はまあその程度の、そういう

う状態だと思ふのです。だから、いまガット以外の大きなものをつくつて、また日本に発言をしろ、こういふても、そこまではなかなか踏み切れない状態じゃないかと思ふ。

○鈴木市蔵君 これでは終わりますよ、質問は。なかなか、あなたのおっしゃつたとおり、日本はいかないでしよう。いかにないというところは、私のさつき言つた、つまり自主性を十分持つていないというところの一反映であると言いたいのですが、まあ私は言いません。

そこで、最後に聞きたいことは、対日貿易差別の問題でいつも向こうが問題に出すのは、二つですね。日本のダンピング的なものについて一つ、それから日本の労働政策に対する、つまり反動といつては、あなたたち、これは言い過ぎというかも知れませんが、これはILOの八十七号の条約さえもすなほに批准しないような日本、こういうことでもいつもやってくるわけです。

そこで、対日貿易差別を撤廃するにふさわしい国内の体制をつくる、私は最小限の二つだと思ふ。真の意味の最低賃金制の確立、全国一律の最低賃金制の法制化と、もう一つはILO八十七号の条約の無条件批准、国内法を抜きのした無条件批准、この二つは対日差別撤廃のための日本の何というか、自由な発言の一つの要因になると思ふので、これについてどうお考えですか。

○国務大臣(田中角蔵君) 世界市場において、かつて日本のダンピング政策に對しましては批判があつたことは御承知のとおりであります。私もそれは認めます。でありますから、政府も業

界と一体となり、相携へまして、輸出秩序確立ということをおえて訴へていくことは、そのような立場に立つものであるとあります。ダンピングというものは、一時的に輸出の伸張になつても、将来の安定的拡大をはかる道ではないというところを国民自体が承知しておりますので、正常な輸出振興に努力したいという考えでございます。

あと、まあILO条約の批准ということが、これがどうも無条件にやらないければ対日差別待遇が撤廃にならないという議論には飛躍があると思ひます。政府はいまお出しをしておるのでございまして、もう何回もお出しをしたこのILO条約というものは、一日も早くひとつ関係法ともどもお通しいただくということが一番いいことである、このように考えております。

○鈴木市蔵君 最低賃金は……

○国務大臣(田中角蔵君) 最低賃金は、これはもう何年前に最低賃金八千円ということがうたはれて、なに、できるものかといつておるうちに、もう一万円以上になつておるわけでございます。もうこれは御指摘のように、所得倍増政策を私は申し述べる気持ちでございますけれども、とにかく戦後わずか十九年で、二歩一歩ではなく、二歩二歩ずつわれわれの生活はよくなりつたという事実だけを申し上げて、御了解をいただきたいと思ひます。

○鈴木市蔵君 時間がないそうですから、大臣に対する質問は終わります。

○委員長(新谷實三郎君) ちょっと速記をお願いください。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めてください。

それでは、大橋労働大臣が出席せられましたので、同大臣に対する質疑を行ないたいと思ひます。御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○野々山一三君 時間がもうおそいで、大臣、基本的な問題についてできるだけまとめて伺いたいと思ひます。前置きはもうやめますが、OECD加盟、そして開放経済体制に入るわけでありまして、一そうそれが具体化するわけでありまして、問題は、やはり日本の今日の経済成長というものが私は大ざっぱに見て三つの要件、つまり大企業に対する経済的、財政的、税制的な援助というものが強いものがある。それから産業の二重構造というものがあつて、それから極度のチープ・レーバリーというものがそれを促進をしたということに見るのであります。そこで、少し、直接この法律に關係はないのですけれども、OECD加盟及びそれと並行的に進むIMF八条国移行という大勢ですね、大勢に關係をして、私は労働大臣の所見を聞きたい。

その一つは、OECD加盟ということに關係をいたしまして、OECDの中に三十五の委員会がある。そのほかアウトサイドの二つの――経営者側の集団であるBIAACというものがあつて、片方、労働側の集団の意見をそれに映し出すためにというのがTUAACというものがあつて、そこで、このTUAACと關係をした労働政策を聞くのでありますけれども、その前にBIAAC、つまり商工業諮問委員会というものの對する政府の今までのつてきた国内の

経営者集団に対する政策といひますか、考え方といひますか、それを當然のこととしてOECD加盟の国内における産業資本の態勢整備という意味においてやらざるを得なかつただろう、話し合ひを進めてこなければならなかつたはずだと私は見るのであります。もしそれがやられていないというならば、当然これはあまりにもそういう基礎条件をそろえるために手を打たねばならぬというふうなところがある。これはあなたの直接の所管ではないかも知れませんが、いままの伺つておる商工業諮問委員会に裏打ちする日本の資本産業に対する態勢づくりというものをどういうふうに進められてきたかといふことについて伺いたい。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまの御質問の商工業諮問委員会の關係の國內の準備態勢といふことでございまして、これは私のほうの所管でないと思ひますので、どうぞ御關係のほうから聞いていただいたらしあわせかと存じます。

○野々山一三君 産業及び産業資本とその反対側にある労働の態勢、これは腹と背中との關係なんです、まるっきり私の所管じゃないから知りませんといふふうな言われると、あとの質問に入りにくうございまして、そんな片一方だけしかおれは知らぬというなら、一体なぜ――非常に今後大きな役割りを果たすはずですよ。経済の成長、貿易の拡大、後進国の開発援助というふうなことがOECDの三大眼目でありまして、そのために国内の産業態勢、資本の態勢というものを整備するために、そうしてまたOECD加盟の各國がそれに対する意思を受け継いでその

三大目標達成のためになしていくことが、三大眼目である経済の成長、貿易の拡大、低開発国援助というその眼目を達成することに私はなと思う。それを切り離して、おれの所管じゃないから知らないと言われると、それじゃ次の問題を知っておるかとお前は伺いますから、答えていただきたい。

TUACというものについて一体今後日本の労働団体はどういう働きをしてくれるのか、OECDと目的を達成するために役割を演じてくれるのか、あなたには期待があるはずで、構想があるはずで、その点をひとつ、じゃ、お持ちなのかどうか、裏から聞きたい。

○国務大臣(大橋武夫君) OECD加盟に際しましては、当然日本の労働組合はOECDの労働諮問委員会のメンバーとして入ることと思うのでございす。私は、この諮問委員会における日本の労働組合の使命をいたしましては、OECDの目的に協力をいたしまして同時に、日本の労働組合というものをできるだけ国際的水準にまで引き上げていくことについて、この組合の代表者が大いに貢献してくれることを期待いたしておるのでございす。

○野々山一三君 その入ることは当然であり、この団体を通じて、日本がOECDの目的を、日本の労働団体がOECDの目的達成のために協力してくれることが望ましいという構想でありす。それならば、一体、OECDのTUACに参加している労働団体は、OECDの理事会の意思によれば、リストをきめて、これだけのものが入ってこい、こういうふうにきめておる。OECD加盟ということが、即、日本

の労働団体の国際連帯に一つのワケをかける結果になることをあなたは想定していらっしゃる、こういうふうな理解してよろしゅうございすか。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のとおり、労働諮問委員会に対する日本の労働組合の加入というものは、これは自由でございまして、政府のほうにおいて、どの組合が入れ、どの組合は入るべきでないというような判断をいたしておるわけじゃございせん。これはOECDの当該委員会と日本の労働組合の話し合いでございまる問題だと思ひす。

○野々山一三君 ところが、そのOECDのその労働組合諮問委員会に参加している団体と日本の労働団体が相談してきめるとあなたはおっしゃるのですけれども、現にOECDの理事会は、その参加団体なるもののリストをきめて、これが入るのだと、こういつてチェックしているのです。かつてな労働団体間の話ではない。もう現にすでに入っておる二十カ国の労働団体に對してワケをはめておるじゃありませんか。そうしてしかも、二つの国、スペインともう一つの国の団体に對しては、これは自由な労働組合じゃないので云々ということ、そのリストからはずしておる行為をやっておるじゃありませんか。あなたがそれを知らぬはずはないので、そうすると、いまの話とはだいぶ食い違いがある。いかがでございすか。

○政府委員(大宮五郎君) 先生御承知のように、TUACは、IFCTUすなわち国際自由労連と国際キリスト教関係の労働組合がそのメンバーになっておりますので、BIAACと同じように

に、TUACのほうは経営者に対する組合側のサロンのようなものでございすから、まあ同じサロンの仲間として、あるいは同じ系統の自由労連の系統が話しやすいといったような感觸は持たれるかも知れませんが、それは政府としましてどの組合がそこに参加するのがよいとか悪いとかいうことにはなっておりませんので、なお、この問題につきましては日本の労働組合が十分その中でもってお互いにもう少し検討してきめるべき問題ではないかと思ひております。

○野々山一三君 これは入るも入らぬもかつてだといえども、もしも入らぬが、OECDの事務総長が議長になつてそのリストをきめる行為をやつたんです。OECDの事務総長がそのリストをきめるという行為をやつたことは、それ自体、この間からOECDに對する権利義務の関係が相當議論されたのでありますけれども、必然的な結果として日本の国の、たとえば日本の労働政策として、それに対して日本は、OECDに加盟をしていく国の行為として、それを具体化することが望ましいし、それに協力してくれる二つの諮問委員会というものがあつたのだと、あなたは先ほど答へられた。また同時に、それをやつていかなければその効果があらわれないのだとあなたは言われた。そのことからいまして、必然的な結果として、それを強制するとはできないにしても、労働政策としてそれが出てくる危険性がある。あなたはそういうことをおやりになる気持ちは絶対にない、こういうふうになるのであります。あなた

の、そのOECD加盟にあつたの国際労働団体ないしは日本の労働団体に對する対策やいかんということを私は聞いてゐるのです。しかも、繰り返すようですけれども、このリスト作成にあつては、OECDの事務総長が議長になつて、そのリストをきめて、しかも二つの国の労働団体に對しては、これは条件が合っていない、自由な国の自由な労働運動をやっている団体ではないから、これは加盟させないということまで、総長の手元においてそれがやられてゐるということから関連いたしまして、あなたの言われるような調子に、ただ、かつてです、自由です、そんなことにまでくちばしは入れませんというにはならない。客観的な、道義的な責任を負わされるはずであります。そういう立場からあなたの考え方を聞いてゐるのであります。

○国務大臣(大橋武夫君) 私は、OECD加盟に際しての労働組合対策といつたしましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、政府は組合の加入についてこれ指図がましい考えは毛頭持っておりませんし、また政府の立場から国内の労働組合の加盟について差別をする考えもございせんし、またOECDのそれに反するようないかなる行動にも協力する考えはございせん。

○野々山一三君 それなら伺ひますけれども、TUACというものを、OECDの中のTUACというものをあなたは認めるという立場に立たれるのですか、立たないのですか。そうしてその果たす役割りというものを、あなたはどのようなふうに認識されるので

すか。OECD加盟にあつて、そういうことを聞いておかないと、あとあの労働政策そのものに相当きびしい影響がある、これは予言するやうな言い方じゃありませんが、勸としてそういうことが言える。しかも、二十カ国のうち、新しく日本が二十一カ国目として入る。その中でいままで入つておつた国二つだけは、まだ資格について議論があるが、新しい日本というものが当然そういうことについて体制的にこれはその義務を負わされる因果関係に立つと、こう見るのは私のひが目でしようか。

ちなみに、日本労働協会は、これは政府が助けてつくつてゐる団体です。この団体が調査した結果の意見、公式なものかどうか知りませんが、書きものになつてゐるものによれば、こういうことです。わが国のOECD加盟は今国会で議論されてゐるけれども、加盟が国会で承認されたならば、日本の労働団体はOECDの諮問機関であるTUACに必然的な結果として入ることになると、こういう調査報告書なり意見書を出してゐる。それをあなたが知らぬといふはずはない。事務当局は、そんなことは無関係だなんていうふうに言われるのは、少しこれは強弁といふものじゃないですか。私の見方がきびし過ぎるのですか、伺ひたい。

これは労働政策の問題ですから、事務当局なんか聞いてたつて価値はないので、労働大臣そのものに聞きたいのです。

○国務大臣(大橋武夫君) 労働諮問委員会はOECDの外郭的なひとつの機関として、各国の労働組合がこれに加盟をいたすのでございすが、この加

盟を政府として認める認めないという
ような問題ではなく、事実として加盟
が行なわれれば、それをそのまま認識
せざるを得ない問題だと、かように考
えているのでございます。これについ
て政府といたしましては、国内の労働
組合を政府の立場において区別するよ
うな考えはないし、またそうした企て
には協力するものではないということ
を申し上げる次第でございます。

○野々山一三君 これは先ほども
ちょっと問題にしましたけれども、
あとで理事のほうで相談してもらいた
いと思うんですが、労働団体と資本団
体との二つのアウトサイドの諮問委員
会がある。その中の一つだけは、労働
大臣は自分の所管だからといって答える。
それで、資本団体に對してこれは
相當でこ入れしていることは、事実記
録に出ていますよ。たとえば日本の商
工會議所に対して、あるいは経営者
団体に對しても、B I A Cというもの
に對して相當でこ入れが行なわれて、
それに相當集团的に日本の使用者団体
が入るといふ態勢なんです。そのこと
についてはわからぬというのですか
ら、私は別の機会に聞かなければなら
ぬと思う。これは両方の関係なんです。
労使の協調を度外視して、あなたが
先ほど答へられたように、一体経済
の成長、貿易の拡大、低開発援助とい
うものの本質的な目的を達成し得るとあ
なたはお考えですか。片びこの人間
でも、足は片方しかないけれども、歩
くことは歩くんだから差しかえない
じゃないか、こういうふうにあなたが
考えるならば、そういうふうにはつき
り答えてください。そこところが非

常にばけている、あなたの答弁は。そ
のものをばりて答えてもらいたい。

○國務大臣(大橋武夫君) その問題に
つきましては、実は私自身もいささか
研究が足りない点もございます。その
で、できれば次回に補足させていただきます。

○成瀬幡治君 ばくもちょっと関連し
て聞きたいのですが、まあ民間諮問委
員会というものは、OECDの外郭団
体であるから……

○野々山一三君 外郭じゃないよ、サ
イドの諮問委員会ですよ。

○成瀬幡治君 サイドの諮問委員会
か。だけれども、いわゆるOECDの
二十二の委員会、あるいは十三の特別
委員会のほかにあるわけです。です
から、OECDに入ったということは、い
ま言ったように、二十二の委員会、十
三の特別委員会に入ることであって、
そういう民間の外郭団体としての民間
諮問委員会に入ることが自由だと。い
ま大臣の答弁を聞いてみると、それは
自由なんだ、かってなんだというふう
に聞いておるのですがね。そこらあた
りは、そういうものなのか。どうも私
らも、野々山君が言うように、入らね
ばならないものじゃないか、こういう
取り方をしておるわけですから、それ
も、そこところはどうかです。それも
わからないのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) OECDに
對する日本の加盟ということは、これ
は政府間の問題でございます。これ
によって日本の労働組合がOECD
の労働諮問委員会に加盟しなければ
ならぬというような法律関係を生ずる
ものではないと心得ております。

○委員長(新谷實三郎君) ちょっと速
記をとめてください。

〔速記中止〕
○委員長(新谷實三郎君) じゃ速記始
めてください。

いまの野々山委員の質問に對しまし
ては、労働大臣が先ほどお述べになり
ましたように、労働省で御研究の上
で、次の機会に野々山委員の質問に對
する答弁をしていただきたいと思います
す。よろしくごさいますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 承知いた
しました。

○委員長(新谷實三郎君) いまの問題
についてはそのように取り計らいま
す。
その他の問題について御質問があれ
ば……
速記とめて。

〔速記中止〕
○委員長(新谷實三郎君) 速記起こし
てください。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時七分散会

〔参照〕
(成瀬幡治委員提出)
日本輸出入銀行法の一部を改正
する法律案に対する修正案
日本輸出入銀行法の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正す
る。

第四条の改正規定を次のように改
める。
第四條中「千八百十三億圓」を「千
四百六十八億圓」に改める。

附則を次のように改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十九年四月
一日から施行する。ただし、第四
條の改正規定及び附則第二項の規
定は、公布の日から施行する。
- 2 日本輸出入銀行の資本金は、改
正後の日本輸出入銀行法第四條の
規定にかかわらず、昭和三十九年
三月三十一日までの間は、千二百
四十三億圓とする。

昭和三十九年三月十九日印刷

昭和三十九年三月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局